
平成31年 第1回(定例)吉賀町議会会議録(第4日)

平成31年3月8日(金曜日)

議事日程(第4号)

平成31年3月8日 午前9時21分開議

- 日程第1 議案の訂正について
- 日程第2 議案第6号 請負契約の変更について(障がい者総合支援センター建築工事)
- 日程第3 議案第7号 請負契約の変更について(相生橋側道橋架設(上部工)工事)
- 日程第4 議案第8号 平成30年度吉賀町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第5 議案第9号 平成30年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第10号 平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第7 議案第11号 平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第8 議案第12号 平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第9 議案第13号 平成30年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第10 議案第14号 平成30年度吉賀町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第11 議案第31号 平成31年度吉賀町一般会計予算

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案の訂正について
- 日程第2 議案第6号 請負契約の変更について(障がい者総合支援センター建築工事)
- 日程第3 議案第7号 請負契約の変更について(相生橋側道橋架設(上部工)工事)
- 日程第4 議案第8号 平成30年度吉賀町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第5 議案第9号 平成30年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第10号 平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第7 議案第11号 平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第8 議案第12号 平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第9 議案第13号 平成30年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第10 議案第14号 平成30年度吉賀町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第11 議案第31号 平成31年度吉賀町一般会計予算

出席議員(12名)

1 番 松蔭 茂君	2 番 三浦 浩明君
3 番 桜下 善博君	4 番 桑原 三平君
5 番 中田 元君	6 番 大多和安一君
7 番 河村 隆行君	8 番 大庭 澄人君
9 番 河村由美子君	10番 庭田 英明君
11番 藤升 正夫君	12番 安永 友行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	岩本 一巳君	副町長	赤松 寿志君
教育長	光長 勉君	教育次長	大庭 克彦君
総務課長	野村 幸二君	企画課長	深川 仁志君
税務住民課長	齋藤 明久君	保健福祉課長	永田 英樹君
産業課長	山本 秀夫君	建設水道課長	早川 貢一君
柿木地域振興室長	栩木 昭典君	出納室長	中林知代枝君

午前9時21分開議

○議長（安永 友行君） 開会がおくれました。執行部の皆さん、お待たせしました。

それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議員さんにおつなぎをしておきます。平成30年度一般会計補正予算の採決終了後に全員協議会を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

日程第1. 議案の訂正について

○議長（安永 友行君） それでは、日程第1、議案の訂正についてを議題とします。

議案第14号平成30年度吉賀町一般会計補正予算（第8号）の訂正理由の説明を求めます。
岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めておはようございます。本日もどうかよろしくお願ひいたします。

今回事件の訂正の請求をさせていただいたところでございます。お手元にあります資料に基づきまして、読み上げて理由を申し述べたいと思います。

事件の訂正請求書でございます。

平成31年3月4日提出いたしました事件は、次の理由により、別紙のとおり訂正したいので、吉賀町議会会議規則第20条の規定により請求いたします。

記といたしまして、件名は、議案第14号平成30年度吉賀町一般会計補正予算（第8号）でございます。

理由につきましては、債務負担行為について、平成31年度において対応するためでございます。

どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、野村総務課長のほうから理由の詳細説明についてをお願いいたします。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） おはようございます。

それでは、説明のほうをさせていただきます。内容につきましては、その2枚目のほうをごらんいただければと思います。

議案第14号平成30年度吉賀町一般会計補正予算（第8号）の一部を次のように訂正する。

まず、表紙の部分でございます。

第3条を削り、第4条を第3条とすること、それから予算書内第4表というところで債務負担行為の記載があるかと思ひます。これを全て削るというものでございます。

3枚目におつけしておりますのは、1枚目、表紙の部分であります。改めてここを見てくださいと、訂正前でございますが、第3条として債務負担行為の条文を記載をしておりました。今見ていただいておりますのは、その第3条を削り取る、削除いたしますので、第4条が第3条に繰り上がるというこういう内容になってございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、お諮りをします。

ただいま説明があったように、議案第14号平成30年度吉賀町一般会計補正予算（第8号）を訂正することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、議案第14号平成30年度吉賀町一般会計補正予算

(第8号)の訂正を許可することに決定をいたしました。

日程第2. 議案第6号

○議長(安永 友行君) 日程第2、議案第6号請負契約の変更について(障がい者総合支援センター建築工事)を議題とします。

本案については、初日の答弁の残りがありますので、課長のほうから答えていただきます。内容については、将来の解体を考慮した施工方法についてと玉石の利用についてであります。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長(永田 英樹君) おはようございます。それでは、初日の質疑に対しまして答弁を保留しておりました部分を答弁させていただきます。

まず、11番議員よりありました、今回の変更によりまして将来的な解体工事への影響の部分についての御質問でございます。

監理業者に確認をいたしましたところ、今回の変更の内容がそういった解体に及ぼす影響はないという回答でございました。

続きまして、今回の地盤改良に当たりまして出てまいりました30センチ以上の大きさの玉石の部分の再利用についてでございます。

他の町工事等への利用等をするのができないかというような御質問でございましたけれども、基本的に今回の部分につきまして、他の事業等の埋め立てなどの必要な時期に工程が重なれば可能であったというふうに思いますけれども、実際今回そういった部分がなかったというようなところでございまして、再利用については難しいというようなところから、運搬処分のほうをさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長(安永 友行君) それでは、本議案については、質疑が保留してありましたので、質疑を行います。これを許します。質疑はありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員(7番 河村 隆行君) 参考資料に出ている産廃処分費というのは、残土処理ということに変わったということで、あの文書の産廃処分費の産廃というのは、ないということですか。

○議長(安永 友行君) 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長(永田 英樹君) 初日に訂正のほうをお願いさせていただきましたとおり、資料のほうにつきましては残土処分費に変更させていただいておりますので、地中から出てまいりました残土の処分と、いわゆる玉石の処分という形に変更をさせていただいたということでございます。

○議長(安永 友行君) 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 金額も当然変わらないということですね。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） はい。金額についても、変更はございません。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 30センチの玉石が370立米と、それを産廃じゃないから、わかったんですが、結局、宗正のどこか仮置きしとると思うんですけども、要するにこの238万5,188円に、何というか、積算根拠といいますか、その辺は、例えば運賃のみで計算してこんなにかかるものかどうかということと、ちゃんとした計量を出した見積もりというか、計算書とか、写真とか、そうしたものがあるといっていいのでしょうか。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 運搬処分費、運搬費が通常想定しておりましたれき土以外の今回の大きな玉石が出たことによって、その辺の単価が変わってくるというようなこともございますし、実際そういった運搬費だけではなくて、地盤改良をする際に、れき土については、その場に残しまして、その中から、いわゆる玉石部分を振り分け、いわゆるふるいのようなものにかけて、その部分を出していかなければならないというところ、そういった工程等々が生じてまいったというところから、今回の残土処分費の部分について、当初見込んでおいたもの以外に費用が必要になってしまったということでございます。

そういった部分につきましての写真等々も残っておりますし、大体そういった部分で、何といえますか、玉石搬出部分で、実際に使いましたダンプ等々が何車必要であったというところの見積もりも出ておるといところから、そういったところから積算をさせていただいたということでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか、ほかに。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 今のこの産廃処分費のことで、先ほど課長のほうから、産廃ということを残土と、初日の日に訂正ということは当然聞いておりますが、これはそうすると、産廃という字句が間違っていたという解釈でよろしいんですか。

ただ、こういう産廃ということが書いてあると、当然産廃費用がかかるわけですね。産廃という自体に、運搬とか何とかじゃなしに。

そうすると、この中に産廃という何か一工程が入るといことは、この238万5,188円の中に入ってくるかと思いますが、その産廃ということがないということになれば、運搬費だけならば、当然この238万5,000円というのは安くなるんじゃないかと、私はそう思います。

それと、おとついの意見の中でちょっと言いましたけれども、この土を、私は、教育委員会が駐車場をつくるというところに持って行って再利用したらどうかと、庁内で話したらどうかとい

う提案をいたしました。今、宗正建設さんのほうに持っていったということは、この土砂は当然町から手放されたものであって、今度駐車場に埋めようとするときは、宗正から今度は購入するということになるんですか、どこのものになったんですか、この今運んだ土砂そのものは。

今度教育委員会は、町は、ただでお金を出して運んでおいた。今度は、町は、運搬費は当然教育委員会が払わにゃいけんですが、土砂は、今度は購入してあそこに埋めることになるんですか、その辺どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 何ともちょっと答弁のしようがないんですけども、今の話をちょっと聞いておきますと、玉石だけに分けられたものというふうなことになりますので、それ自体を埋め土に使うというのは、ちょっと無理があるというふうに判断します。現物を私も見ていないので、何とも言いようがないんですけども、今の課長の話から推測すると、玉石だけ、より分けられて運搬されたというものだろうと思うので、掘削した土砂そのものがどのぐらいの混入割合かちょっとわかりませんが、そのものが埋め土に利用できるかどうかというのは、ちょっと物を見てみないと、判断できかねますので、ちょっと今、コメントのしようがないという状況です。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 結局、今、宗正建設に持って行ってどういうふうに、私も現場の石がこのぐらいの、私らの頭ぐらいの石が、泥とまじったものが掘って、山盛り積んであるということは、私も当然確認しております、毎日あそこを通過しておりますので。

だから、今の施設の建設現場で振り分けたわけではありませんで、恐らくそのままダンプが持って行って、ばさっと移しとるんじゃないかなろうかと思うんですが、そうすると、今、ふるいにかけてるかどうかなんかというのは、まだわからんわけですよ。

じゃけえ、その泥そのものは廃棄物、今言うこんな石と砂に分かれとるかもわかりませんが、持ち物としたら、わかるように言えば、宗正建設のものになっておるのか、今の町のものになっておるかということなんです。どうなんですか。

そうすると、町のものであれば、今度教育委員会があそこで、もし持って行って埋める場合は運搬費だけで済むんであるが、土そのものが今度宗正のものになっておるんであれば、町がその泥を買わないけんわけですよ。1立米100円であろうと200円であろうと、買うようになるんですが、運搬費は、それはかかるからいいんですよ。その土はどこのものになるかということなんです。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたしました。お答えをいたします。

基本的に建設現場におきまして、説明によりますと、バックホーに、いわゆるスケルトン、要

はふるいのような形のバケットをつけまして、それですくいまして、基本的にれき土と小さい土砂については、その場に落ちるということになります。残ったのが、いわゆる30センチ以上の大きな玉石が残ってくるということになりますので、残ったれき土につきましては、現場のほうにコンクリート、きのうの説明の中にもあったとおり、コンクリートを注入しながら、そういったものをまぜ合わせて、柱状の地盤をつくっていくという工程となっています。

今回運搬処分をいたしましたのが、基本的には30センチ以上の玉石が大半の部分であったというところで、なかなかそういった部分を埋め立て等々に使うというのは難しい状況であるというふうに思っております。

基本的に処分をしたものということになると思いますので、町の所有かどうかという部分については、建設水道課長のほうに、申しわけございません、ちょっと答弁のほうをお願いしたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

基本的に残土処理ということになりますと、役場、町が持っているストックヤード、それから業者さんが独自に持っているストックヤードがございます。今回の場合は、建設業者さんが持っている残土処理場ということになりますと、経費をもってそこへ運んで、そこで残土処理をしたということになります。つまりは、その土の所有は、残土処理場を所有している建設業者のものになると思います。

その次の話がございまして、今度は、今のグラウンドを埋める埋めないという話になります。その埋める埋めないという話になりますと、今度は建設水道課も一枚、そのチームに加わっておりますので、ちょっと言わせていただきますけども、今考えておりますのは、埋めるための土は直接現場から運んでいただくように考えています。

これは、今言われましたとおりに、建設業者さんが持つておられます土を運びますと、お金がかかってまいりますので、これは購入する購入しないというのは、町と業者間の話し合いになると思いますけど、それにお金をくれということは、恐らくないと思います。それは恐らくの話ですが、でも、今言われましたとおり、輸送費はかかってまいりますので、その輸送費については、なかなか捻出が難しいということになります。

ということになりますと、例えば県が河川掘削をした、その土を今のグラウンドの予定地へ運んでいただきたい、かきならしておいてください、町の工事を発注するものがあつたら、そこへ残土処理をしてください、そこでかきならしてくださいというふうにして、土をストックをしていきながら、規定の数量に達したら、それがきちっとした整備がされるというふうに考えていますので、基本的に今、話題になっています部分の土を渡るようにして、土が入ってくることは考

えていないというのが今の現状でございます。

ですから、もっと整理いたしますと、業者さんのところで残土処理したものは、業者さんのものです。うちのストックヤードでしたものは、うちのものです。

それから、今回計画をしているグラウンドの残土処理については、必要な土については、直接業者の工事現場から搬入をしていただいて、その経費をこちらとしては考えないということで計画を進めていきたいというふうに考えているのが3つの内容になります。済みません。長くなりました。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） わかりました。私も今のグラウンド整備等に教育委員会のできるだけお金を使わないためにはどうすりゃええかなというのをちょっと考える中から、そういうふうな話も出てきたわけですが、ぜひ、ちょっと話はずれてきますが、そういうふうな公共工事をするのにお金を使わないようなやり方というものをちょっと考えて、今のような質問をいたしましたので、その辺のことはちょっと御理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 済みません。今の件なんですけど、今、建設水道課長が基本的な考え方としては、真田グラウンドの埋め立てについては、ああいう残土処理を利用してやりたいという気持ちはありまして、そういうふうにするつもりなんですけども、御承知のように、今、真田のあの国道の直線のところを除雪車の車庫がございまして、そのへりに、今、残土処理しています。

あれは、実は、今、土が発生するというので、先行してあの近くへちょっと置いて、あれを利用しようという意図があって置いておりますので、その部分については、今の除雪車の横から真田グラウンドまでの運搬費がかかるので、それは町で負担しようという気持ちでおりますので、真田グラウンドの用地が確定して、ここに持っていけるような状態になったときには、先ほど建設水道課長が言ったような形で埋め立てを進めていきたいということでございますので、今、一部ストックをしているということもちょっとお話をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） この中央の設備工事です。600万円、パンの缶詰をつくるということでしたけど、これだけの設備をするということは、販売先なり、販売の金額なり、いろいろな計算をされての計画だと思うんですけど、その辺の計画というのはきちっとできて、確実にパンを缶詰にしたときに需要があるという見込みが立つとるわけなんじゃないですか、どうなんで

しょうか。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 基本的な経営、実際事業者のほうといたしましては、西日本を中心といたしましてさまざまな自治体等々への調査等々を行う中で、そういった需要があるというようなところで見込んでおられるというふうに報告を受けておるところでございます。

今回の整備につきましては、そういった指定管理者になられた方がそういった事業を展開していく中で、施設として対応ができるような形で、このような整備を追加で行わせていただいたらというふうに考えております。

また、具体的な計画等々については、今後また詳細なものが上がってくるというふうに考えておりますけれども、現時点、まだなかなか西日本の中で、そういった部分を手がけておるところがないというようなところもありまして、そういったところから今回見通しが、将来的な工賃アップ等々につながる事業の展開が見通せるのではないかとというようなところで計画をされておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） この補正に直接関係ありませんが、きのう、「関係ないなら言っちゃいけん」と呼ぶ者あり）いや、現地調査に行きまして、現地調査の中で、今の老人ホームの银杏寮と、今、建築しておる間、奥に入る進入路が今、工事用道路が入っておりますが、今の银杏寮と、今のこのセンターをつくる間に、恐らく塀か何かができるというふうに課長とちょっと話したような気もするんですが、その辺のことを今言わんと、言う機会がないかなと思ひまして、言わせていただくんですが、今まで银杏寮のときは、あの前が全部何もなくて、物すごい視野が広がったと思うんですよ。

今度新しい建物ができて、そうすると、後入りが今のセンターなんで、できるだけ今の银杏寮のほうから見た景色というか、その辺のところをぜひ、今から塀か植栽をしようと思うんですが、その辺のところを何か配慮のあるつくり方、银杏寮側が、何というか、敷地がよくあくようなことを考えておくべきではないかとちょっと思ったんですが、よろしくお願ひしたいというふうに思ひますが、言うことがわかりましたか。（「わかったよ」と呼ぶ者あり）

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

基本的に別の施設ということになるんですけれども、そうは言ひましても、双方が交流できないようなブロック塀のようなもので仕切るというイメージではなくって、要はあの地域一帯をそういった高齢者も障がい者も一緒に共生できるスペースにしていかなければならないというふうに考えておりますので、そういった形で、双方が並んで建つわけでございますので、ともに交流

が盛んに行えるような形の形態を検討をしまいついていきたいというふうに思います。

ですから、別の施設ということでぴしっと、当然分筆はいたしますけれども、そこが双方に交流できないような形の形態ではなく、いろいろな形で、相互にまじり合えるというか、そういった形の施設の整備を心がけていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 工期が8月なわけですけど、この新しい施設になった場合、指定管理者は非公募にするお考えなのか、今現状のまま、それとも施設が大きくなったということで公募をかけるのか、その辺のお考えを聞かせてください。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 施設整備を行いますときに策定をさせていただき、議会のほうに説明をさせていただきました基本計画の中においては、基本的には現行、よしかの里さんを指定管理者というような記載をしておるところでございますが、実際に今後条例等々を整備させていただきまして、そういった非公募等々の規定も盛り込ませていただくことになろうかと思えます。

その上で、最終的にどうしていくかといったところにつきましては、また町の方針を検討させていただきまして、選定委員会等々を踏まえた形で、また再度議会のほうにお諮りをするというところで考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第2、議案第6号請負契約の変更についての（障がい者総合支援センター建築工事）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第3. 議案第7号

○議長（安永 友行君） 日程第3、議案第7号請負契約の変更について（相生橋側道橋架設（上部工）工事）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第3、議案第7号請負契約の変更について（相生橋側道橋架設（上部工）工事）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第4. 議案第8号

○議長（安永 友行君） 日程第4、議案第8号平成30年度吉賀町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第4、議案第8号平成30年度吉賀町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第5. 議案第9号

○議長（安永 友行君） 日程第5、議案第9号平成30年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） タイミングのいい興学資金と思うんですが、実際に4月から医師が2人いなくなるということが現実的になりますが、実際この興学資金を利用されて、町内の方が将来吉賀町に帰って医療関係に勤務されるということで、この興学資金を利用されておられる方の今までの実績ですね、実際に多分帰られたということを知りませんが、実際に何人ぐらいおるか、関係ない。違う、（「かもしれん」と呼ぶ者あり）違うかもしれんけんが、一応関連ちゅうことで。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） ほかにことにかかわりますので、私のほうから答弁させていただきますが、今3番議員の御質問、恐らく町のほうで当然独自の制度として行われております貸し付けの制度だと思いますけど、修学資金とかですね。

この興学資金は、趣旨はそうではなくて、それとは異にするものなんですが、ただこの興学資金を使って、今のような言われたような医師であるとか、それから医療従事者であるとか、そうしたところへ進学をすれば、当然使えるわけですが、今現状とすれば、この興学資金を使われてその道を目指すという方は、今までも該当はいらっしゃいません。そうした方につきましては、ほかの制度の貸付金のほうの制度のほうを利用しておられるというのが実態でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第5、議案第9号平成30年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第1号）を採決し

ます。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第6. 議案第10号

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案10号平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案についても、質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第6、議案10号平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第7. 議案第11号

○議長（安永 友行君） 日程第7、議案第11号平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案についても、質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 歳入で5ページ、国庫支出金のうちの国庫補助金、保険者機能強化推進交付金というの御説明がありました。この保険者機能強化推進交付金というのは、全部で60項目ほどの指標について最大で10点の配点ということで、やるようになっていると思うんですけども、こういう事務に要した時間というのは、おおよそで言えるもんなら、ちょっとど

れだけの時間がかかっているかというのと、実際にこの配点の点数として、何点あったのかという
うことについて、説明を願います。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

時間、いわゆる60項目の調査について、どの程度時間を要したかという部分につきましては、
申しわけございません。ほかの業務との兼務をしておる体制の中で、具体的にちょっとおおよそ
であっても、ちょっとなかなかどの程度かかったかという部分については、ちょっと難しい部分
がございます。

点数については、ただいまちょっと持ち合わせてございませんが、5分ほど御休憩をいただい
れば。

○議長（安永 友行君） いい。

○議員（11番 藤升 正夫君） ええ。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 申しわけございません。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。いいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第7、議案第11号平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）を採決
します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第12号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第12号平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計補
正予算（第5号）を議題とします。

本案についても、質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。9番、
河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 6ページの歳出なんですけれども、工事請負でマイナスの2,500万円ですね。これは小水力の何か維持といいますか、入札減でこうなったというような説明だったような気がするんですが、ということは、ちょっと積算が大幅に誤算があったんではないかというふうに理解するんですが、その辺の説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 榎木柿木地域振興室長。

○柿木地域振興室長（榎木 昭典君） ただいまの質問にお答えします。

せんだっての議案の提案のときに説明した内容でございますと、当初コンサルタントのほうに調査設計を依頼しております、その調査設計報告書の概算工事費が7,100万円ということで昨年度補正を計上させていただきまして、その後、積算をした結果、約2,500万円程度の差が開いたということになります。

この積算につきましては、発注時に入札に入るであろう業者、いわゆる町内の業者さん全てに対して実際の見積もりを依頼します。これ工事の積算の資料にありませんので、直接見積もりを依頼しまして、そこから返ってきたものに対して異常値を除きまして、平均直下の金額を採用するんですけども、そこでそれだけの差が出たということになります。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第8、議案第12号平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第13号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第13号平成30年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案については、初日の答弁残りがあります。（発言する者あり）

答弁残りの資料は不備があるそうです。

ここで時間がたっておりますので、10分間休憩します。

午前10時09分休憩

午前10時20分再開

○議長（安永 友行君） それでは、お待たせしました。休憩前に引き続き会議を再開します。

初日の答弁残りについて早川建設水道課長のほうから答えていただきます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 答弁残りがございましたので、ただいまから回答をさせていただきますと思います。

初日にいただきました質問でございますけれども、七日市地区における接続戸数は、今年度は幾らかという内容でございました。

接続数につきましては、11戸の新しい接続があったということでございます。

ちなみに、昨年度は10戸でございます、現在七日市地区で接続をしていただいております戸数は24戸に今なっております。なかなか進んでいないところでもございますけれども、そういった状況でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） それでは、質疑は保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 議案書の14ページですか、地域おこし協力隊事業費が。

○議長（安永 友行君） ちょっと待ってください。まだ違うんじゃない、これ。（「まだ違うよ」と呼ぶ者あり）これはまだ違うんよ、ここは下水道事業。

○議員（6番 大多和安一君） ああ、下水道、済いません。失礼しました。

○議長（安永 友行君） ありませんか。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 6ページの施設管理総務費の補修工事で、路面補修の減とありますが、これは今年度予定している一応点検して、その数の中の工事費の減ということですか。それとも、いろいろな箇所路面補修がなくなったという意味の減ですか、ちょっと聞きます。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

補修工事でございますけれども、マンホールの高さの調整に関しましては、208万円何がしの、それから、路面補修につきましては120万円というところで減額をさせていただいたところでございます。

この減額につきましては、本年度は補修をするところがなかったという意味でございまして、

決して今の状態が100%いい状態であるということではございません。

ただし、住民の皆様方からのほうより苦情とか、それから相談とか依頼とかいう部分がありませんでしたので、本年度については減額をさせていただき、また来年度部分での補修が発生しましたら補修させていただきたいという内容なんです。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 今のマンホールの補修、路面補修ですが、住民からの要請がなければ補修はしないということなんですか。それとも、町道やらなんかでもう既にそういうところが要るんじゃないかなろうかと、素人目で見とつてもわかるようなところがあるんですが、それはあえてしないということなんですか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

しないという意味ではございませんけれども、こちらとして把握をしていた部分について、補修の予定がなかったので落としますということでございます。

もしそういった部分の非常に騒音が大きいとか、危険だという部分がありますようでしたら、直ちにこちらのほうで調査をさせていただきまして、今年度分はこういうふうな措置をさせていただきますので、直ちに新しい年度が始まりましたら、そういった補修についても考えていきたいと思っております。

今回、こうして減額をさせていただきたいという分につきましては、我々のところでそういった補修をしなければならないというところがなかったということで、減額をさせていただきたいということございまして、直すところがないというか、直さないという意味ではございませんので、その辺は御理解をいただきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） それじゃ、確かに忙しいのはわかりますが、特に町道においてそういうところが、今建設水道課では把握していないと言われたと思うんですが、ということは、町道の管理が余り回っていないと捉えられても仕方ないと思うんですが、そのあたりについていかがでしょう。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

町道の管理につきましては定期的に、それから我々が現場に出たときに、なるべく危険はないか、それから変化はないかというところで気にしているところでございます。

なかなか1業務としてそれぞれの事業をこなしております関係上、どうしてもパトロールということで日々それをするのができません。ただ、そういった部分につきましては、なるべく目

をかけて、危険がないようにということで努力をしているところでございます。

今回も、マンホールの高さでございませうけれども、確かに高いところもございませう。それから、迷惑をかけている部分についても多々あるかと思っておりますけれども、そういった部分につきましても、町道部分とそれから県、それから国、いろんなエリアがございませう。なるべく皆様方に迷惑をかけないように、それから点検等もきちんとさせていただきながら対応していきたいというふうに考えております。

点検をしていないということではございませうので、それにつきましては、御理解をいただきたいと思ひますし、直すべきところを直ちに点検をさせていただきながら、今後に結びつけていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今の同じとこですけれども、これまでいろんな情報提供等もさせていただいておりますので、そこで私としては改修なり、修繕の必要があるというふうに判断したもので、されていないものもあるんですけども、現時点において取りかかっていないものについては、もう今年度の中では取りかからないという、もうやらないという判断だと思ひんですが、そういう場合に情報提供した側に、なぜやらないということなり、その理由について伝えるというようなことについては、どういふお考えを持っていますかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

確かに、住民の皆様の方から情報提供があった場合、それから、もちろん私どもの方が危険を確認し、ここは危険であるという判断をした場合、それにつきましては、町道につきましては、町道の管理の関係もございませうので、下水ということだけで平らといひませうか、そういった返答ではなくて、道路の管理という観点からも考えていかなきゃならないというふうに考えておりますので、そういった緊急なもの、それから、住民の皆様からここを何とかしてくれということがあった場合には、今度は町道の管理のほうでも対応していきたいというふうに考えております。

もちろん、場合によっては全然その金額的にも折り合わないということがありますので、そういった部分につきましては、財政の状況であるとか、今ある予算の状況をお話をさせていただきながら、危険がないという判断をさせていただければ、それで説明をさせていただいて、もう少し待っていただくような話もさせていただこうかと思ひしております。

基本的には、町道のほうで対応できる部分もございませうので、町道につきましては、そういった部分の対応ができようかというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第9、議案第13号平成30年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第14号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第14、平成30年度吉賀町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 大変失礼しました。

議案書14ページで、地域おこし協力隊事業費というのが、ことし、協力隊員がいなかったとか参加がなかったので減額するという説明でしたが、31年度にも同じように協力隊を予定されておると思うんですが、この地域おこし協力隊というものが実際に町内にはいない、それから県外、町外に求めてもなかなかそういう人材がなかったということによろしいのでしょうか。

その辺は、もしない場合に、町としてはどのように募集なり、協力隊員になってもらうようなことを、探したというんですか募集をしたのか、お尋ねいたします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） それでは、産業課のほうで答弁をさせていただきます。

まず、産業課分で30年度募集は、シイタケの生産促進の協力隊として2名の募集をかけておりました。1名につきましては募集がありましたんで採用したところですが、もう1名につきましては、ホームページ等でも公表しておりますし、UIターンフェア等でもその募集を募っておりましたが、採用はございませんでしたので、今回1名分を落とさせていただいたということでございます。

御承知のとおり、この協力隊になりますには、地域要件、その出身がどこであるかということが、前住所がどこであるかというのが大きな要因になりますので、基本的には、町内から採用とかそういうものはございませんで、都市近郊、そういうところからの移住者を促進するというのが目的となっております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 地域おこし協力隊、教育委員会のほうも1名の採用を予定しておりますが、予算の補正をいただいたところです。たしか9月の補正でいただいたと記憶をしておりますけれども、議決をいただいて、すぐ公募かけました。

それで、なかなか応募がなかったんですけど、1名の方が応募をされまして、年内には採用試験の実施をいたしまして、内定を出しております。

ところが、この方がちょっと、まだ現役の大学生でございまして、学習支援コーディネーターを募集したわけですけども、それでちょっと年度内のこちらへ来ての就職というのがなかなか難しい状況がございまして、今のところ、一応もう4月1日から来ていただくということで、先ほど議員の質問にもございましたように、当初予算にもその経費を計上させていただいております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかに。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 16ページの一冊下ですが、放課後児童対策費というのがある。

子育てサロンということでちょっと説明があったかなと思うんですが、人件費で196万2,000円というような金額、1名減かどうかわかりませんが、その辺で、この理由をちょっともう一回、もう一度教えていただけたらと思うんですが。

なぜかという、以前、私、待機——「待機」児童ちゅうか、日曜日とかそういうふうな対策をしてもらえないだろうかということで一般質問をしたような気がするんですが、それと関連して、もしそういうふうに、（発言する者あり）ことし急に減ったからすぐということにならないかもしれませんが、そういうふうなことも、減額、人数が少なくて済むのであれば、日曜日の例えれば対応できるとかというようなこともできるんじゃないかなと思ひまして、こういう質問をさせていただいておりますが。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

今回、放課後児童対策事業費の嘱託職員196万2,000円、こちらの減額につきましては、放課後児童クラブの指導員でございまして、この方につきましては、ちょっと長期の休職をされ

たということをごさいますて、その部分で当初予定をしておりました人件費部分に不用額が生じたといったところで、今回減額補正をさせていただいておるところでございます。

その部分の欠員につきましては、他の臨時職員等々で対応させていただいておるところでございます。

それで、先ほど議員おっしゃりました休日開催等々の部分につきましてはまた、現在、第2期の子ども子育て支援計画を策定をしておるところでございます。その中でニーズ調査等々を行わせていただく中で、その辺の必要性のところについては判断をさせていただこうというふうに関現在、担当課としては事務を進めておるところでございますので、申し添えておきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 今の放課後児童の関連で質問いたしますが、学童保育で、いわゆる放課後、学童保育をするということになると思うんですが、聞くところによりますと、小学校の教室は使わせてもらえない、またグラウンドも使用できないということを言われるとということなんですが、現実としては、教育委員会としてはそのように、学童に放課後の教室を使用とか晴れた日のグラウンドの使用というのは、許可していないのでしょうか。そのあたり、ちょっとお尋ねします。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） ちょっと、その辺の細かい点まで今ちょっと把握しておりませんが、全く使えない……、校庭が全く使えないというようなことがあったかどうか、一部使っているところがあるというふうに関判断をしておりますけれども。

ただ、教室に関してはですね、ちょっと学校とのいろいろな話もあると思ひますし、空き教室等の問題もあるかと思ひますけれども、まあその辺は個別の協議の問題だろうと思ひるので、そういうことがあれば保健福祉課といろいろな協議をしながらですね、特に校庭等については一部使われているところがあるんじゃないかというふうにも思ひますので、その辺、問題があれば、また保健福祉課のほうと協議をしたいと思ひます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 4ページなんですけれども、繰越明許ので商工費の444万円ですね、これは説明書を見ますと健康増進の施設なんですけれども、前の指定管理者との協議に時間を要しており、年内に調査を完了させることが困難なため理由づけがしてあるんですけど、内容としてはどういったことでしょうか。

それと、これ全体で私はつくづく感じるんですけども、土木費で例えますと、先ほども言ったんですけども、まあ、この予算というのは概算見積もりということだからオーバー目に組んでおられ

るということもわからんこともないんですけども、ちょっと入札の段階で、業者さんが入札するとき、完璧なものができて、完璧なものが安くできれば一番いいとは思いますが、例えば補助がついている事業であったりとかいろいろあるかと思うんですけども、一体全体がですね、建設課であったら、その予算に果たして、コンサルが言う、出した金額は100だとしたらですよ、それが本当に妥当であるかどうかという——「見られる能力はない」と言や言い方が申しわけないんですけども、そういう積算ができないんだと思うんです。そういうことで最終的に△、マイナスすればいいという方法をとるというのも、一旦ふやして、今度入札があつて減になったちゅうのが……。ちょっと、乖離が大き過ぎるような気がするんですよ。その辺のところもあわせて、今の繰り越しの件と説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） まず、前段のほうの今の、商工費の健康増進施設施設管理の繰り越しについて説明させていただきます。

今回の参考資料の3ページに、繰越明許費の概要ということで載せております。その3番目に健康増進施設施設管理費ということで444万円繰り越しということで、理由は、前指定管理者との協議に時間を要しており、年度内に調査を完了させることが困難なためということで書かせていただいております。若干言葉足らずなところがありますので、補足させていただきます。

この予算につきましては、12月に説明いたしました健康増進交流促進施設「むいかいち温泉ゆ・ら・ら」と老人福祉センター「はとの湯」の事業分析ということで計上させていただいております。30年度におきましては、実施期間を約3カ月と想定しまして事業の分析と実態調査、次年度におきまして更新設備の調査と更新計画を立てようとしたところでございます。

事業分析につきましては、前指定管理者、いわゆる11月まで指定管理をいただいたところから資料をいただきながら、11月まで指定管理者としていた休暇村サービスでございます——から資料をいただきながら事業分析をしようとしておったところでございます。

事業分析には専門の方に事業委託で今協議していたところでございますが、やはり、ぎりぎりの工期でございましたので、なかなかちょっと事前調査に手間取ったというところでございます。一方からは「こういう資料が欲しい」という、一方からは「きちんと契約がない限り」——まあ個人情報とかもありますので、つい、我々役場のほうには手に入れても、それを外に出すのにまた許可が要るとかいう手続をいろいろ今しておったところで時間が若干経過したということがございます。

その中で、事業委託を行おうとしておる業者との調整の中で、とても、2月に入りまして、なかなかちょっと工期が足りないといういろいろ調整いたしまして、繰越予算をいただいてから契約しようよということで調整したところでございますので、今回、繰り越しとして提案させてい

ただいたところでございます。

以上、補足とさせていただきます。（発言する者あり）

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、後段のほう、予算と実際の乖離があるということについての御説明をさせていただきたいと思えます。

確かに、建設水道課におきましても減額の措置をさせていただいているところもございます。これにつきましては、どうしても、予算の編成の部分と、それから時期と、それから、我々がお金をつかむ分というところに差があるもんでございますから、どうしても見積もりというものに頼らざるを得ないというところがございます。その見積もり部分が余り妥当ではないということで、最終的には、そうした乖離が起こってしまうというのが現実の問題でございます。

形のないところで積み上げるのは、なかなか難しゅうございまして、一番いいのはでき上がったものをきちんと積算をして、それを予算計上させていただくというのが一番正しいやり方だろうと思っておりますけれども、どうしてもその辺の関係がございまして、見積もりに頼ってしまうという部分がございまして、結果的には、こうして減額の措置をさせていただくということになってしまいました。

わかるものについては、なるべく積算をきちんとし、我々の手できちんと積算をするというふうな方向で今後とも考えていきたいと思っておりますけど、どうしても見積もりに頼らざるを得ないというところではございまして、それにつきましては、よくよく精査をし、今後につなげていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 健康増進交流促進施設ゆ・ら・らの件ですが、指定管理を12月からするとき、経営状況について、12月分、1月分、それから2月分だとか、要は、この3月の定例会議には、そういう状況を報告しますということだったんですが、いまだかつてまだ報告されていませんが、する気はあるんですか。（「13日にやる」と呼ぶ者あり）

○議長（安永 友行君） 私のほうから答えます。

特に議運の委員長にはおつなぎすべきじゃなかったかと反省をしておりますが、実は13日の全員協議会でするように予定を——2月末までの決算を——もうちょっと早うちゅうんじゃ、2月末の決算なんで精査できんような気がしましたんで、13日の全協でいいというようにしておりますので御了解ください。

ほかにありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 本日、一番最初の表紙のこの債務負担行為の訂正がございました。この新年度の予算のほうで、また債務負担行為についてでありますけども、新年度で債務

負担行為の分を訂正をするというふうを受けとめてよろしいですか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） お答えいたします。

先ほど訂正をさせていただいた部分の今後の取り扱いにつきましては、後の補正予算という形でお諮りをさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 済みません、質問も悪かったんですが、先ほど債務負担行為の訂正ということで、この補正から取り下げました。ほんで、その分は新年度で新たに上げてくるという理解でいいのかという質問です。済みません。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 大変失礼いたしました。

今、議員さんがおっしゃられたとおりということで御理解いただければと思います。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 20ページの商工振興総務費で地域商業等支援事業費補助金、創業チャレンジ支援事業費補助金というのが減額になつとるんですが、大体内容はどういう補助金がよくわからなくて、その説明と、要するに全然そういうことが必要でないわけか。寂しいんです。せっかくこういう、どんどん商工振興やらにやいけんという中で、これだけ減額というのは、ちょっと寂しい。じゃから内容を、どういうふうなものの補助金であるかを説明してください。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えさせていただきます。

特に地域商業等支援事業につきましては、中身がいろいろございまして、県の補助要綱に基づいて、町も同額を負担するというものなんです、基本的には、地域の商業が、いわゆる活性化とか、維持していくために、商店等をなくさない、新たに開業するとか、事業を承継するとか、そういう方に補助金を出すというものでございます。

この地域商業につきましては、予算的には3件分を計上しておりましたが、実際には1件しか申請がなかったということでございます。

それから、創業チャレンジ支援事業、これは町単独の事業でございまして、要は、小さくてもいいんで起業する方を促そうということで、上限50万円の補助金を設けているわけですが、これにつきましても予算的には5件分を考えておりましたが、実際、今のところ、商工会さんでセミナーをやりまして、その経費を補助対象にしておりますが、30年度で今のところ申請はゼロというところです。

実際、こういう補助金を使った事業する方がたくさん出てくるのが一番いいんと思いますんで、

この補助金の制度につきましては、もう少しPR等もしたいと思いますし、商工会のほうとも一緒になって起業等につきましては、いろいろやられる方の機運の上昇といいますか、そちらのほうもやっていきたいというふうに考えております。

また、詳細につきましては、地域商業の細かいのもございますので提供をいたしますので。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） それで、せっかく町長の地域振興ということで表へ出しておられるんですが、こういう補助金があると、大体、みんなよく知っていないんじゃないかと思う。

先ほど、今からのPRというふうに言われたけど、誰かが申請したらやりましょうじゃないしに、申請、そういうふうなものがあるよということで、こういうふうにやってもらったほうがええかと思うんですけど。

何かその方法を、今度やられるというんじゃないから、具体的にどうこうちゅうのも難しいかもわからんが、そういうことを本気で考えておられるかどうか。これで終わりじゃない。来年も、今からどんどん産業振興をしていかにやいけんわけじゃから、その辺の姿勢を、お考えを聞きます。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えさせていただきます。

地域商業支援事業等につきましては、創業、または既存の業者につきましても事業拡張等ありましたら商工会さんのほうと連携してやっておりますので、大体、漏れがあることはないと思います。

ただ、新しく起業したいという方につきましては、もちろん相談体制を産業課でも商工会でもとっておりますが、なかなか相談に来ていただけないと難しいということもございますが、ただ、PRにつきましては、今のようなペーパーだけでなく、もう少し違った方法も検討していきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 10ページの県支出金で県補助金の2番目の児童福祉費県補助金の件なんですけど、94万6,000円ですか、ちょっと少ないんですけど、これは保育所の入所費に費用を使うと言われたんですけど、これは小学校とか中学校なんかには使えないのかちゅうんと、あと、多分、保育所の入所者が当初より少なかったんで、こんだけ少ないという理解でええのかちゅうことと、何人ぐらい少なかったかちゅうこと、お願いします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

ただいまの民生費県負担金の児童福祉費県負担金、施設型給付費負担金と地域型保育給付費負担金、こちらの部分でございますが、こちらにつきましては……（「違う」と呼ぶ者あり）申し

わけございません。

○議長（安永 友行君） ちょっと、8番、大庭議員、確認します。

10ページの右側のページの県支出金の2項の県補助金の2番の民生費県補助金の右側の児童福祉費県補助金のマイナス94万6,000円のところですか。

○議員（8番 大庭 澄人君） はい。

○議長（安永 友行君） はい、わかりました。済みません。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたしました。

○議長（安永 友行君） 課長、お願いします。

○保健福祉課長（永田 英樹君） まず、この部分の減額ということでございますけれども、小中学校等々への費用に充当できないか、活用できないかという御質問でございます。

こちらにつきましては、あくまでもそういった小学校、中学校等々への使用についてはできないということで、あくまでも保育事業等々にかかわる部分でございます。

実際、大きな部分といたしましては、106万5,000円、こちらのほうの減額部分があるんですけれども、あらかじめ、例えば、通常の保育ではなくて、例えば、障がい児の受け入れ、障がい児保育等々でありましたりとか、あるいは病後児保育——病気をなさって回復がされた後、しばらく一定期間、感染の危険がありますので、ほかの園児と一緒にとはできないというような病後児保育等々を見越した形で、当初、予算ということで計上しておりました。

現段階において、ほぼ30年度の実績が見込めてまいりましたので、そういった部分についての当初の計画よりも若干利用が少なくなっているというところで、事業費のほうの修正を行いまして、その関係で県費のほうにつきましても、当初予定をしておりました収入額から減額が見込まれるということから、この金額のほうを減額させていただいておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 20ページの、先ほど、建設課長のほうから、見積もりしっかりせないけんのですがという話はありませんが、土木費の下から2段目の土地対策費の、地籍調査が1,600万円ばかり減額ということになつとりますが、普通地籍調査というと、事前にある程度の面積が決まるとって、見積もりもそう大きな違いはないんじゃないかなと、私は素人考えですが、土を掘ったりなんかするんでなしに、そういうふうな中で、1,600万円というような減額、これも県の支出金か、のほうから出とるわけで、県のほうにも多分これ返還するんだろうと思うんですが、県のほうも大変だろうし、町のほうこういうふうな大きなマイナスを出すということは、どういうふうな原因というか、わかれば教えていただきたいなと思っております。税務住民課か、（発言する者あり）済みません、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 地籍調査の減額の関係です。これは国の予算がつかなかったと。国の予算がつかなかったと。毎年要求するんですが、国のほうの予算がつかないの、事業ができなかったと、そういった格好で1,600万円分の事業ができなかったということで、うちはする準備をしていたんですが、補助金の中の国が2分の1、その半分ずつを県と市町村がカバーはするんですが、国の予算がつかなかったの、1,600万円、補助金ベースで1,600万円分の事業、濟いません。1,600万円分の事業ができなかったということです。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） ページ言います。18ページの一番下の農業振興費、これの002から008のところですが、全部減額になっていますけど、これは数字の動きとすれば、農業者が減少したというふうにもとれるんですが、そのあたりはどうでしょうか。

もう一点あります。20ページの商工費、004の彫刻の道、これマイナス544万5,000円となっています。これ確認なんですけど、この事業は終了したという話も聞いているんですけど、この詳細をもう一回、特に、備品購入費471万6,000円、これがどういった理由でいうところを確認します。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） それではお答えします。

まず、18ページのほうからです。002のがんばる地域応援総合事業というのがございます。こちらのほうにつきましては、要は県の補助金と一緒に交付するわけですが、8事業のほうを採択しております。これについては、各事業をされる方が入札をされて機械等購入されますので、その入札減が出たということでございます。

次の006の環境保全型農業の直接支払交付金、これにつきましては、今年度、平成30年度から交付要件の変更がございまして、国際水準のGAPというのがございますが、そちらに取り組みということが要件に加わった関係で、ちょっと取り組みをやめるといいますか、見合わせられた方が30年度はございました。そういう関係で減ったということが一つの要因だと思っております。

それから新規就農者の半農半X支援事業につきましては、これは予算的には5人分とっておりましたが、1人の方が申請されなかったということで、4人分ということで、その金額が落ちております。

それから、ブランド化もですかね、008のブランド化のほうにつきましては、これは、一番大きなのは、次のページの、19ページのほうだと思いますが、補助金、これ農産加工の施設とか設備をやられたら補助金を交付するというものですが、そちらについて申請件数が2件見てお

ったところが1件しか出なかったということによる減額でございまして、農業者数が減ったからということに限った減額ということではございません。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 御質問にありました20ページの中段、都市農村交流費、その右側に行きまして、004の交流施設整備事業費の減額ということでお答えさせていただきます。

これは、芸術品等購入費ということで、彫刻を購入する経費として計上していたものでございます。UBEビエンナーレの彫刻展の中から、あのところにふさわしいといいますか、設置できるものということで計上していたところでございますが、なかなか今回、賞をいただいた作品の中からはなかったということが、まず1点と、先般町長申し上げたとおり、彫刻の道の整備につきましては、今年度でも一旦終了ということになりましたので、もちろん購入しても、もう設置することになりませんので、その2点の理由で今回減額補正をしたものでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 18ページの、先ほどの環境保全の件ですが、この制度は、課長さっき言われましたように、GAPが入ってきたわけでありまして、その記帳とか、いろいろな面で面倒くさいということで、参加者が減少したと思うんですけど、反当たり8,000円の支援があるということは、米価が落ちる中で大変貴重な財源となるわけですけど、島根県でもこの交付を受ける人が減つるのは、本当わずかな自治体しかないわけでありまして、吉賀町もその中に入るとのわけだと思いますけど、その原因をどのように、原因といいますか、産業課としての指導をどのようにされたのかということをお聞きしておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えさせていただきます。

まず、落ちた、取り組んだ方が減少したという要因でございまして、先ほど言いましたGAPの関係がございまして、これにつきましての産業課からのいわゆる周知不足、そういうところはあろうかというふうに思っております。

何をどういう形で周知したかといいますと、GAPの研修会のほうは1回やっておりまして、そちらのほうで中身については説明させてもらっております。また、参加されなかった方には、ほかの会場も御案内して、行っていただくようお願いはしておりましたが、十分な勉強会を持つというまでに至らなかったというのも、要因だろうというふうに思っております。

それから、あとの要因を言いますと、実際、法人の方で18ヘクタールくらいの取り組みをされておられた方が30年度はやらないということがございまして、それは大きな減額要因になっておろうかというふうに思っております。

ただ、県下の状況ですが、私どもの方で県から聞いておるのは、島根県全体でも13%くらい取り組みが、金額の面からですが、落ちておるといふふうに聞いております。

それにしても吉賀町はそれ以上の落ち方をしておりますんで、来年31年度に向けては、実際にこの協議会をつくってやっていただいておりますが、そちらのほうへのもう少し徹底した勉強会なりを、早目にやらしていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） GAPは世界的な流れになっておるわけでありまして、東京オリンピックが終わった後、東京オリンピックが始まる前、そして終わった後に、農産物に対して、かなりの影響力を持ってくるだろうと考えられておりますけど、大変個人的に、法人もそうですけど、記帳されているいろいろな項目を記録として残しておくということは、大変時間も要しますし、面倒なことなんですけど、そこで一つのひな形を行政でつくって、そこに記帳をしていくというような指導といいますか、考えがあるか、ないかをお聞きしておきます。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） 今のはGAP全体でしょうか。（「全体です」と呼ぶ者あり）GAP全体につきまして、今のところ町独自でつくったものはございませんが、島根県には美味しまね認証とか、ほかの認証制度もございます。

そういう町独自のひな形ができるかどうかというのは、もう少し研究してみないとわかりませんが、GAP制度につきましては、議員が言われるとおり、いろいろな補助金を活用する上でも、必須条件となってくるようなものが多くなってきておりますんで、これにつきましては、産業課のほうとしても、ひな形となるかどうかはわかりませんが、農家の方が取り組みやすい方法は考えていきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 2点あります。2点ありますが、参考資料の3ページ繰越明許です。

昨日も現場に視察で行きましたが、木部谷の台橋で、町道中村隠居沖線、これ工事に入られたとき、資材は今の農道を使って入るといふことでしょうか。

それであそこの水路がふたがちょっと弱かったりする部分があるんですが、その辺の了解ももらっとられるかということと、どこに町道が存在しているかということのもわからないんですが。

それともう一件、その上の朝倉真田線で、これも繰越明許で、県工事の発注繰り越し、これ昨日、その前ですかね、新聞報道に出ておられました業者さんがとられたと、これまた発注のやりかえかなんかになりますと、これ水路ですので、いろんな影響が出てくるのではないかと思うん

ですが、建設水道課どういうふうに対応されているかというのをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

まず、中村隠居沖線台橋でございますけれども、資材等搬入する場合につきましては、また別途、地元とも協議をさせていただきながら、補強をしたり、広げたりすることが必要になる場合におきましては、そういった部分も含めて協議をさせていただきながら、あそこの道路しかございませんので、あれを入れていくしかございませんので、ところを利用させていただくという方向で考えたいと考えております。

それから、2点目のお話でございますけれども、新聞報道等ございました。今回、県の考え方をお聞きしますと、もう既に水が要るようになるので、今の時点での工事はできないという判断を県はしとるようです。

ですから、今度秋になって、秋施工ということで、工事を再度発注をかけたいという考え方でございます。町道につきましても、それに付随しているものがありますので、同じように繰り越しをさせていただいて、県が発注をした段階で、時期を見て町道としても発注をしていくという考えの、秋の工事の考え方で思っていることで御理解いただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。

質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第10、議案第14号平成30年度吉賀町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

それでは、けさほど少しつなぎましたけど、ここで休憩にします。その後11時30分から、けさほどおつなぎしました重富グループの報告等についての全員協議会を行いますので、よろしくお願ひします。

休憩します。

午前11時20分休憩

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

日程第11. 議案第31号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第31号平成31年度吉賀町一般会計予算を議題とします。

議案第31号については、詳細説明は終わっていますので、質疑を行います。

なお、量が多いので、3つに分けて行います。

最初に歳出の最初の30ページから71ページの労働費まで、2番目に歳出の71ページの農林水産業費以降、それから、歳入は全部一緒に行います。その3つに分けて行いますが、進度によっては途中で置くかもしれませんし、その辺は状況を見て判断しますので、御協力をよろしくお願いします。

それでは、今言いましたように、歳出の最初30ページから71ページの労働費までの質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 私は、予算書は39ページ、2款総務費1項総務管理費の10自治振興費の003地域自治区費、通信運搬費24万6,000円、参考資料では24ページの下段に、住居表示アンケート調査郵券料ありますが、これについて詳細説明を求めます。

○議長（安永 友行君） 栩木柿木地域振興室長。

○柿木地域振興室長（栩木 昭典君） お答えします。

この経費の通信運搬費の部分ということでございましたけども、住居表示のアンケート調査郵券料ということで、参考資料のほうにあるとおり、現在、平成33年の3月をもちまして住居表示が、自治区がなくなると同時に住居表示が変わるということで、それにつきまして今、柿木地域振興協議会では協議をしております。

2月2日から各地域を回りまして、住民の皆様といろいろ意見交換をしながら、自治区についております柿木村の表記をどうするかという話し合いを進めておるところですけども、最終的には中学生以上の方に全て、個々にアンケートをしようということになっておりまして、アンケートを送るもの、郵券料、それから返す郵券料ということ、この24万6,000円ということで計上しております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 住居表示のアンケートをとるということですが、これは町内全域にとるわけですか。

○議長（安永 友行君） 栩木室長。

○柿木地域振興室長（栩木 昭典君） お答えします。

住居表示が変わるのは、自治区をやっております旧柿木村地域のみとなりますので、柿木地域の中学生以上の住民を対象にアンケートをとります。

以上です。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 柿木村地域の住民だけアンケートをとって、何の意味があるわけですか。町民の意思は、どういうところにこれの中で発揮されるわけですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今回のこの取り組みは、柿木村地域振興協議会が地域自治区の組織体として、意見集約をしてみようじゃないかという取り組みでございます。

ですから、吉賀町全体の民意の反映ということではなくて、まずこの現状の中で、旧柿木村エリアで在住しておられる中学生以上の方が、どういうふうな意向を持っておられるかということ、まず意見集約をしてみようという趣旨のアンケートであろうかというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） そういうことなら、別途自治振興費というのがありますが、そこで負担すればいいわけでしょう。なぜここでそういうものを計上しなくちゃいけないのか、教えてください。

○議長（安永 友行君） 栩木室長。

○柿木地域振興室長（栩木 昭典君） お答えします。

今回のアンケート調査につきましては、柿木村地域振興協議会が実施するものでございまして、柿木村地域振興協議会が実施するアンケートにつきましては、町のほうで地域自治区費として負担しております。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 何回も言いますが、これは地域の自治区でやられるということなんで、別に町費として別途負担しなくても、自治振興交付金ですか、で十分賄えるんじゃないんですか。

なぜそれを別途こういうところにして、柿木のほうだけ、はっきり言って便宜を与えるんじゃないかと私は思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 誤解があつてはいけませんので、申し上げておきたいと思いますが、この地域自治区と言いますのは、法定で定められた手続によって合併のときに設置をいたしました地域自治区柿木村、それからその運営母体であります柿木村地域振興協議会が行う事業でございますので、これの活動を町のほうで認めて、今回予算を計上させていただいたということございまして、よく出てきます手作り自治区のその自治区とは異にするものでございますので、重ねて申し上げておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） ちょっと自治振興交付金と今の違いをちょっと誰かやってくれん。交付金を使うちゃあどうかつちゅうて質問があつたけん、違いを。

深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 自治振興交付金ということで説明させていただきます。

自治振興交付金につきましては、公民館区を単位とする自治会長または自治会長会が認める団体に今交付しているものでございまして、対象は現在のところ全て自治会、吉賀町内全て自治会長会というところへ交付しているところでございます。

この自治会長会につきましては、先ほど町長から説明がありました合併特例法に基づく地域自治区とは異なっておりますので、そのことを申し添えておきます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 41ページの中の総務費の中の節の002で、社会福祉士等修学資金貸付金というのがありますけど、これは多分六日市学園のあれと思うんですけど、六日市学園はことし32名の外国の方が入学と、あとは日本人が何人入学されるのかちょっとわからないんですけど、日本人の入学者が数がわかればお聞きしたいのと、外国の方にもこの適用するのか、この修学資金が。それで、その際、貸し倒れにならないような、ちょっと失礼な言い方ですけど、どういうふうな感じでおられるのか、過去の前例がありますので。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） お答えをいたします。

まず、人数でございます。現時点において、ことしの4月にどういった構成と言いますか人数で入学者が入られるかという点については、今、学園のほうからはお話はいただいておりませんので、ここで答えできる状況にはないということを御理解いただければと思います。

それから、外国人の方が入学される予定というふうにはお聞きをしております。この修学資金がこれを使えるかというお話ですけれども、これにつきましては使うことはできないというふうを考えております。

それからもう一つ、加えて申し上げておきますと、この社会福祉士等修学資金貸付金につきましては、全てが六日市学園というわけではございませんで、社会福祉士等を養成する専門学校に入学される学生さんであれば、条件を満たせば適用できるというものなので、六日市学園だけということではないということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 今の関連でお聞きするんですが、私もこの間本会議で質問させていただいたんですが、条例の中には外国人とか日本人とかというのは、確かうたっていないと思うんですが、外国人だからこの修学金の貸付金はできないということなんでしょうか。どういう、条例の中には確か日本人とか外国人とかうたっていないと思うんですけど、なぜ今の段階で、外国人だから適用外というふうに言えるんでしょうか。そこがちょっと条例を変えにやいけんと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 外国人だからといいますか、別途外国から来られる方につきましては、それ相応の制度といいますか、そうした制度にのっとって、日本に来られて修学をされるということになっているということだろうと思っておりますので、私どもの判断といたしましては、外国人の方については対象にはならないという、こういう考え方をいたしております。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 確か条例の中には、町内に住所を有する者だということが確かうたっていると思うんですが、もし、この条例をつくったときは外国人というのはいなかったと思うんですが、正式に入るのは新年度からと思うんですが、やはり条例の中で町内に住所を有する者というふうに確かうたっておりますので、そこは今後、外国人が入るとい、六日市学園だけじゃなくて、ほかの企業にも外国人は、今言われましたけど、そういう可能性ありますので、やはりここは条例を、外国人とかあるいは日本人とか、そういうように明記、それができんかったら、町内に住所を有する者とかいうのは、ちょっと変えるべきだと私は思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 考え方としては、先ほどお答えをしたとおりでございます。

それで、今、実際に学園には、ちょっと人数が正確かどうかわかりませんが、お2人も外国から来られている方がおられるというふうに承知しておりますけれども、この修学資金につきましては、本人、それから六日市学園のほうから、いわば推薦ではないですけども、そうした形で貸し付けをするというふうに行っております。

先行して今入られているお二方については、学園から特段そうした話もございませんでしたが、今議員おっしゃられるとおり、そうしたこと学園から要請等がございましたら、それはまた検討をしないとイケないというふうには思っております。

それから予算については、新規貸し付けとしては10人を見込んでおりまして、予算の範囲内でおさまる——もちろんそれをするかどうかわかりませんが、そうしたことも含めて、学園さんのほうからそうした話があれば、その相談には応じるというふうな考え方を持っておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 32人が入られるというふうにお聞きしておりますが、この対象になれば入学金が10万円と、月々1人当たり3万5,000円という、そういうのが支給されるわけですが、もし全員が支給の対象になるようであれば、相当な金額になりますので、今後は対象になるかならないかというのは、はっきり検討されて条例も変えるところは変えるようにしてされるべきと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 38ページですが、一番下に吉賀高校の支援事業費なんです、吉賀高下宿補助金というのが96万円ほど予算化されておりますが、先般の全協のときに各地区にいろんな、ここに何軒あるというような地図に載ってございましたけれども、最終的に下宿先は希望に添うような数にいったのかどうか。

それから、補助金の金額、1戸当たり幾らぐらいになったのか教えていただけたらと思うんですが。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 最初に後段の質問についてです。予算では96万円の計上させていただきました。計算式といいますか、その根拠なんですけれども、2万円掛ける12カ月掛ける4人ということで96万円の予算計上をいたしております。

これにつきましては、実は今3月6日が学校の試験でして、その結果が13日に発表されるということで、まだ内容については動いているというか明らかになっていない状況ではございますけれども、これまで先行して選抜試験等の結果が出てきておりますので、そこら辺とか志望状況とかから、この予算を立てたという、こういうことであります。

今の下宿を登録していただいている件数でございますけれども、以前に報告といいますかさせていただいたところから増減はございません。そのときにも説明はさせていただいたかと思っておりますけれども、下宿をされる方からの幾らかの希望とかがあります。例えば男子生徒がいい、女子

生徒がいいとか、そうしたことも一方ではございまして、それから実際にどのような方が入学生として決まるのかというのは、まだ流動的などころがありますので、今はっきりとこういうふうになりましたということは、お答えはできないということは申し添えておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 関連ですが、この前の図面の中に、下宿先が柿木、朝倉、六日市、蔵木というふうにあります、中に、こんなことを言っていていかどうかわかりませんが、地元の七日市から一つもなかったような気がするんです。それから、ありましたでしょうか。やはり地元でそういうふうな下宿でもあるようでないと、なかなか盛り上がり欠けるんじゃないかと思うんですが、その後あったかどうかお伺いします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 以前に報告した件数から新たにふえたということとはございません。

それから、先ほど私のほうからお答えしたのを、もう一点加えさせていただきますと、こちらのほうで下宿を登録していただいて、ただ単に1人を受け入れる下宿がある、そして入りたい生徒さんがおられるということで、それだけでマッチングが成功するかと、合意できるかと言いますと、生徒さんは生徒さんでやっぱり希望があるわけですし、そういったところも幾らか含まれる変動要素に入ってくるのかなというところはございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 41ページのエネルギー対策事業費、この中に太陽光発電導入促進事業補助金、木質バイオマス熱利用設備導入促進事業補助金、太陽熱利用設備導入促進補助金、3つあるんですけど、この中のバイオマス熱利用、これストーブと思うんですが、どんなストーブでもいいのかどうか。説明があったかどうか、ペレットじゃなきゃいけないのか、普通のまきでやるストーブでもいいのか。

それと、この3つの件数、この予算の範囲内ですが、大体どのぐらいを想定されているか、それぞれ件数。

それと、太陽光の場合に、最近太陽光から火災が起きるとというのが、設置の方法いろいろあるらしいんですけど、ぺたっとついているようなところは火災の可能性が多いという、この前ちょっと言うておりましたけど。それは4種類ぐらい、特に屋根の場合、それがあるというのを聞いたんで、これを補助金出すときに設置の条件も入れるべきかどうか検討されたらいいんじゃないかと思いますが、ちょっとそのことについて。

今のことと、まきでもいいかということと、件数。よろしくお願ひします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 順番にお答えしたいと思いますが、もし漏れがありましたら、また再度御指摘いただければと思います。

まず、ストーブということがありました。この補助制度で考えて想定しておりますのは、住宅用の木質バイオマスストーブというのを想定しております。要するにまきとかペレットとか、それは両方含まれるということでございます。

本体価格1万円以上のストーブを対象としておりまして、そのうち補助対象経費は3分の1を基本としておるものでございます。要件につきましては、ほぼそれで、そのことが要件になっております。

それと、2件目の件数でございますが、今回31年度予算として計上しております件数は、太陽光発電が15件、最大4キロワット、15件。木質バイオマスストーブが8件、太陽熱利用設備導入促進補助金が5件ということで計上させていただいております。

その中で太陽光発電の火災に関することでございますが、ちょっと聞いたところによるとテレビ等でも放映され、社会問題となるのかなという段階と認識しておりますが、基本的に今まで町として受けた補助対象とした太陽光発電につきましては、記憶のある限りではきちっとメーカーに発注して設置したものと認識しておりますので、メーカーによって異なりますけど、一定期間の保証はあるように聞いております。

それを過ぎた場合というのは、どうしてもメーカーの保証対象外になると思われまして、そのところはちょっとまだ、今から情勢を見ながら周知等必要があれば、また所管部署と相談しましてお知らせなりを活用して知らせていきたいとは今思っているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 議案書44ページ、資料27ページに載っております総務管理費の地域公共交通対策費ですが、地域公共交通を3年かけてやりますということで、おそらくある程度アンケートもとられたと思うんですが、現在の進捗状況をお伺いします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 地域公共交通の現在の進捗状況ということで回答させていただきます。

現在、この地域公共交通網計画の策定に当たりましては、昨年の6月の議会で提案させていただきましたが、地域公共交通活性化協議会というのを立ち上げまして、そこで議論をしていくこととしておりました。

第1回の公共交通活性化協議会は、10月31日、昨年の10月31日に開催されております。

それで第2回の協議会を、この3月15日に開催する予定としておりまして、既に委員の皆様には通知を行ったところでございます。

第1回目の公共交通活性化協議会では、吉賀町地域の現況と公共交通の現状について整理をさせていただきますまして、住民アンケート調査結果、まだこれは分析したものではございませんで、単純に集計したものを報告させていただきました。それにつきまして、今度は3月15日、第2回の会議では各種調査結果を踏まえた問題点と課題ということで整理をし、今後の交通網計画の策定に向けた具体的な検討に入っていくことと今しております。

後先になりましたが、各種調査結果を踏まえた問題点と課題というのが第2回の公共交通会議で整理ができれば——ちょっとこの3月ということはなかなか整理が厳しいかもしれませんが、直近の議会、機会があればまた報告させていただきたいと今考えていたところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） この昨年の説明のときに3年とは言わず、早くできれば早く地域公共交通網をつくっていききたいという回答もございましたが、その後についてはいかがでしょうか。早くできそうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えさせていただきます。

3月15日、今度の第2回の交通協議会で課題の整理ができるようであれば、なるべく早く早く、6月に説明いたしましたように、住民ワークショップやいろいろな意見を聞く機会を設けて、また少しでも早く骨といいましょうか、基本ができるように今努力をしているところでございます。

町長も以前申し上げたとおり、計画ができないから全てをやらないというわけではなくて、課題が整理できまして、もしできるところがあれば早目早目の取り組みをしていきたいと今は考えているところでございます。それに当たりましては交通事業者との協議がいろいろ必要になってきますが、少しでも情報共有しながら早く進めたいという思いで今、担当部署として考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 先ほどの41ページのエネルギー対策事業費なんですけれど、その中の先ほども言いました太陽光発電に関してちょっとお聞きしたいんですけれど、太陽光発電システムというのが出てきてもうほとんど15年以上経過し、耐用年数が過ぎてきていると思うんですよね。そういった場合、廃棄するのに太陽光発電には有害物質がかなり含まれているとお聞きしています。

それで、政府も処分に関してはちょっと対策を講じるようなことを以前、新聞等で見ましたんですけど、町としてこういう太陽光発電をどんどん推し進めて、個人に関してはあれかもしれんですけど、事業者が町内にもかなりありますよね。そこら辺で事業者が破綻して引き上げた場合、誰が責任を持つかちゅうこともあると思うんですよね。そこら辺も含めて処分というのはどういうふうにすべきちゅう——そういうあれはないと思うんですが、有害物質が含まれてかなりのあれがあるということですので、その辺についてちょっと御説明を。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） お答えします。

まだ国のほうもそういった太陽光発電でもう使えなくなった、その処分方法、そういったものを具体的にどのようにするという指針がまだできていないのが実態でありまして、議員さんがおっしゃられますように、そういった業者が倒産等でいなくなるという懸念事項があるわけですが、その辺についてまだ具体的に町として検討はしていない状況でありまして、そういったリスクがあるというのは十分承知しておりますので、今後どのような対応ができるかというのは検討してまいらなければならないというように考えているところです。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 今後検討していくということなんですけれど、その検討するタイミングですけれど、早くしないともうそろそろ廃棄処分が始まる時期でありますので、その辺はちょっと補足ですけれど。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 38ページ、003の基幹系システム運営管理費で、毎年思うわけなんですけど、今回が7,900万円と。資料を見ますと23ページの上段ですが、前年が9,400万円と。前年よりは減額されているわけですが、いろいろ内容を見ますと、まず——余り詳しくないんですが、こういった改修は毎年やらないといけないのかと。今、1年間のこういった数字が出ていますけれど、今後10年後もそういった予算計上をしなくてはならないのかと。

もう一つは、その考え方の問題ですけれど、単純に8,000万円を人件費で割りますと人数が出てくるわけなんですけれど、これを人の手でやった場合と——できないことかもしれませんけれど、こういったシステムを入れてやる場合、人間がやるものとこういった機械でやるのと、そういったメリット、デメリットがあると思うんですけれど、そこら辺のちょっと内容をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 最初の御質問でございます。総じて高額といえますか、予算を計上

させていただいておるといふものであります。これにつきましては、さまざまなシステムを役場のほうでは現在導入をいたしておりますので、それぞれ係る費用を積み上げてきたというものであります。一番大きいのは名前と言いますと、総合行政システム、これは行政がかかわるシステム、大もとになるようなシステムということなんですけれども、そうしたものが中心となって予算化をさせていただいておるといふことでございます。

毎年毎年こうした改修になるのかというのがあったと思いますが、ほぼその改修につきましては、国の法律であったり、国の制度改正に伴うものというようなものが主なものということになりますので、その制度が改正されれば、それに応じてシステムのほうも改修せざるを得ないということでもあります。ただ、国がそうした制度改正をするに当たっては、そうした改修費用も幾らか補助としていただけるというような、こういうことも一方ではあるということをお伝えしておきたいと思っております。

それから、人間、いわばマンパワーと機械ということなんですけれども、もう今やこのシステムの中というか、システムそのものが単体であればマンパワーをかければ——例えば、何人かで当たれば、そのシステムと同等のことができるかもしれません。それは単体のシステムという考え方です。ですけれども、今や例えば住基ネットワークとか、そうしたものについては日本全国とつながっているというようなシステム構築がなされています。ほぼシステムは外部機関との結合によって運営されているというところも非常に今大きくなっています。なかなかそうした外との連動に関してはマンパワーの部分で申し上げますと、これはちょっと不可能、追いつかないというふうなところもあります。

そうしたことから、最初に申し上げたとおり、予算的には非常に大きいものとなっておりますけれども、必要と見込まれる予算を計上させていただいているというところでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 先ほど6番議員のほうから地域自治区のことでちょっと話がありましたけれども、合併の折に柿木村という自治区ができたということで、吉賀町というか、旧六日市町のほうで大字、小字というのがついておりました。この自治区ができたことによって大字、小字というその名称というのがなくなったわけですが、何年か先に柿木村自治区というものがなくなれば、この大字、小字というような表記というものは復活するのか、どうなのかということをお伺いします。

なぜかという、大字は大字ですが、小字とか、その下にまたもう一つ小さい字がついておるんですが、土地表記でもなかなか番地だけで、あそこなら何とか谷とかいろんなことがあるんですが、そういう表記が今の財産登記なんかを見ても全然見られないんです。なかなかわかりにくいというのがあるんですが、その辺は柿木村自治区との関連でつけられるようになるのかどうか

と思うんですが、いかがですか。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） お答えします。

住所に大字というのを書かないというのは、合併協議の中でそういうようにしたという、そうだったというように思っておりますが、字を廃止したのは、それぞれの町村、六日市町は六日市町で地籍調査を導入したときに字があると合筆できないというような状況がありまして、それぞれの町村、まだ合併しない——多分、平成の10年前後のところで六日市町と柿木村がそれぞれのところで字を廃止したというように思っておりますし、そのときに議会が公聴会等も開いて住民の意見も聞きながら字を廃止したというのを記憶しておりますので、今後、柿木自治区の表記がなくなったとしても字が復活することはないというように思っております。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 私、その合併の折というのは以前——町長なんかは合併事務局をやっておられるんであれかもわかりませんが、その合併のときに小字とか、そういうことは自治区ができるからなくなるというお話をちょっと聞いたので今の質問なんですけど、以前、合併事務局をやっておられた町長はどういうふうにお考えでしょうか。もし覚えておられれば——課長が言うのは、うそというわけじゃあないんですが……。 （笑声） その辺いかがなもんですか。（発言する者あり）

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 税務住民課長がお答えしたとおりでございます。それぞれ合併の前段のところで、今の現状の旧町村の段階でそうした整理をされたということでございます。

自治区をつくるということもございましたが、合併の折に大字の表記をやめて、今で言いますと、前は六日市を大字六日市であったと、そうしたことだったと思っておりますが、もう今は合併をして吉賀町六日市と、こういったことになっております。

齋藤課長がお答えした分については、間違いないと認識しております。（発言する者あり）

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 今のところの議案書39ページ、005自治振興施設管理費についてお尋ねします。

これは説明では自治会館の費用に充てるということですが、自治会館はあくまで指定管理とするんだという姿勢が見えておるわけですが、指定管理のほかに修繕料、手数料、保守委託料、機械器具費として合計で252万8,000円も支出するようになっておりますが、地区集会所ではそういうものはございません。条例が違うからとか何とかいろいろ言われておりますが、その辺についてはどういう——町民の負担が違うんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 今ありました005の内容について説明させていただきます。

修繕料につきましては、今想定しておりますのは、地区集会所と自治会館の修繕ということで計上をさせていただいております。これにつきましては、これといったものは現在まだ決めておりませんが、総枠として100万円計上させていただいております。

次に、指定管理料につきましては、自治会館の指定管理料ということでございます。

施設設備保守委託料につきましては、面積が150平方メートルだったとちょっと記憶しておりますが、それを超えますと消防点検が必要になってきますので、そのものを計上しているところでございます。

それとあわせて、浄化槽の維持管理費でございます。

内容については、以上でございます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 指定管理のことでお話がございました。ここに予算計上しておりますのは自治会館の指定管理料でございますが、別の案件で今、議案の上程もさせていただいております、5つの自治会館の指定管理ということで。これは平成19年の3月、以前もお話ししたとおりでございますけれど、自治組織の再編をしたときに成り立ちが違うということで議会のほうへ全員協議会で説明をさせていただきながら、現在の地区集会所の条例と、それからあと平成19年の3月に自治会館の条例の制定をさせていただいたということでございます。

とりわけ自治会館のほうで申し上げますと、条例の中でも「自治会館の管理については指定管理者に行わせるものとする。」ということで、選択肢とすれば通常、自治法上は公の施設の管理は直営か指定管理、この2つなんですけど、地区集会所も同じでございます。自治会館もそうなんですけど、条例の中で「指定管理者に行わせるものとする。」ということで明記がしてございます。

議会のほうでもその条例の御可決をいただいて今日に至っているという経過の中で、その条例に沿って自治会館も地区集会所も、自治会組織のほうへ指定管理を——非公募でございますが、お願いをさせていただくという流れの中で今日に至って事務を進めさせていただいております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 何度言ってもあれですが、それぞれの条例をすり合わせてやるというお気持ちはございませんか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） すり合わせるという、その趣旨がちょっとわからないところもございまして、今は地区集会所と自治会館はそれぞれ別の条例での組み立てとなっておりますが、おおむね

設置の趣旨が同じということで——それから、現状も一緒ということであれば、その条例をすり合わせる、まさにそれを一つにするという作業はこれから検討していく余地はあるのではないかと思います、そういう意味では。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ここで休憩し、あとの半分、歳出のほうに次は移りますので、ここで10分間休憩します。

午後1時52分休憩

.....
午後2時03分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11の議案第31号の歳出の71ページの農林水産業費以降の質疑を行います。質疑はありませんか。1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 78ページの鳥獣対策費、この鳥獣対策というのは大変な、いつもだけれど問題で、いかに被害を少なくするかということでやるかと思うんですが、これのこの参考資料によると鳥獣専門員の報酬が多い、これが当たり前かもわかりませんが。鳥獣管理捕獲器具か。それで、町長のこの施政方針の16ページに、ドローンを使った、要するに捕獲従事者の確保とか、それをやるとあるんですけど、これ来年度ということでは来年度からこのドローンを使ったような事業をやるのかどうか。それで、捕獲員のことはわかるんですが、例えば、これはドローンを使ってどういうふうにするのか。ただ調査するだけなのか。それで捕まえることはできんかと思うんだけど、ちょっとその辺の説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。これは、予算書の78ページの機械器具費28万8,000円、このことですが、議員さん言われるように、ドローンで有害鳥獣が捕まえられれば一番いいんですが、なかなかそうはならないと思っています。

今まで、センサーとかカメラとかいろいろ導入をして、出てくる場所とかそういう調査を、特に鹿対策等々にやっておりました。それで、来年度、ドローン、これは余り高いドローンではないですが、導入をするのは、一つは例えば熊でも出たとします。そういう場合にドローンを飛ばして、その現状把握をしたり、追い払いとかそういうことに活用ができると思いますし、いろいろな方面で活用ができるんですが、最終的には、このドローンに赤外線カメラ、これも装着できるようなドローンを買いますんで、それによりまして、有害鳥獣の動きですね、そういうものも感知できるような形でやりたいと思っておりますが、まず初年度ですんで、どういうところに活

用できるかは、いろいろ実験をしながらやっていきたいと思っておりますし、それが有効的であれば、ドローンをふやすということも、また考えてもいいなというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 今、課長が言われたように、実際、ドローンを使ったのを捕獲員さんから見せてもらったことがあるんですよ。それで、人がつけられないところから、イノシシとかね、あんなのあちこち出て、何するのかも皆見えるようになっておる。それによって、動物の動きなどを見て、その対策をとればいかと。これ大変有用なことと思います。

それで、今、この捕獲専門員さんが持っておられるのは、個人のかどうかわかりません。このぐらいのですね。それはかなり鮮明に熊とかイノシシとか、イタチまでは見えんのかわからんけど、そういうふうなので、どんどんそれを使って、その最新兵器を使ってやってもらうというのが大切。

だから、それを専門員さんだけじゃなしに、ほかの人も使えるようにすれば、もっと広い範囲でできるかと思うんですが、その考えはありますか。今さし向き、1台、この金額で言えば、まあ20万円ぐらいでするのでできるかと思うんですけど、そういうふうな一般の方も使えるように貸し出すとか何とかして、そういう考えはないか。

それと、町長、これ来年度とあるんですが、これ来年度ですか。これことしの施政方針かと思うんだけど、「来年度は新たなドローンを導入し対策の強化を図る」と書いてあるんですが、来年のこと、31年、ことし。（発言する者あり）でしょうね、違ったりしました。（笑声）今のことをちょっと。今、さっきふやしたらと言われたんだけど、専門員さんだけじゃなしに一般の人も使えるようなことは考えておられないか。ことしは1台だけか。ちょっとその辺、将来のことだから、それを。お考えを聞くんですが。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

町自体にドローンを導入するのが始めてでございます。まず、貸し出し、そういうことについては、今時点では、まだ考えて、当然ありません。よくよく町のほうでも取り組みをしてから、必要であれば、そういうことも考えてもいいですが、なかなかその資格自体をとることも必要になってまいりますんで、先ほど職員が鳥獣対策員一人でなくてということでありましたが、現在、産業課のほうで、その専門員含めて2人ほど操縦できる人間がおります。ほかにも、課としては、農地とかそういう面での活用もできると思っておりますんで、資格をとれることはやっていきたいというふうに思っております。

それから、施政方針のほうは、書き方として、31年度は「翌年度」という書き方は全部してあると思っておりますんで、よろしく願いいたします。（発言する者あり）はい。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 私は、議案書88ページの道路橋梁維持費についてお尋ねします。

主には、町道の管理なんですけど、町道だけでなしに林道、それから町が管理する河川もあると思いますが、まず第1点は、町道が町内相当の距離数あると思いますが、これについて、1年に1回ぐらいは巡回しておられるのかということをお尋ねしたいと思います。

なぜかと言いますと、30年度の補正予算の中で、水道のマンホールですか——等の段差で危険な箇所がなかったという、町は把握していないというようなこともありますけど、そういう箇所を全箇所把握するためにも、車でなしにミニバイクや自転車等ですべてと現地を歩く予定はあるのか、ないのか。それで、河川、林道も同じように、目視できるような巡回をしているのかどうなのか。

それから、今も1番議員にもありましたが、ドローンを使った調査も可能だと思われそうですが、そのあたりについて、どのようなお考えをお持ちか、お尋ねいたします。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、町道の管理についてでございます。管理につきましては、県土木がやっておりますように、毎日の巡回ということは、なかなか難しゅうございまして、建設水道課として念頭に置いておりますのは、季節季節の巡回ということを心がけております。

といいますのは、ゴールデンウィークの前、それから夏場、お盆の前、それから言いおくれましたけれども梅雨時期の前、そういった要所要所の季節季節の変わり目、それから人が動く、それから季節が変わるというところを重点的に見させてもらっているというのが正直なところでございます。

そういったところで、きめ細やかな点検、つまりはミニバイクとか徒歩とか、いろいろとやり方を御提示いただきましたけれども、建設水道課として今正直なお答えをさせていただきますとすれば、そうしたなかなかきめ細かいと言いましょか、バイクを使ったりとかということについては、まだ検討はしていないということでございます。

ただし、今議員も問題にされておりますけれども、マンホール等のそういった小さな気づきといたるところにつきましても、やはり目で見て、足で歩いて点検をするというのが一番わかりやすいということでございまして、車からずっと通り過ぎていくなかなか見えないものも見えてくるというのも議員のおっしゃるとおりだと思っております。

全てを全部ということは、なかなかありませんけれども、なかなかそういうことも心がけながら点検をしていきたいというふうに考えております。

それから、河川等につきましては、やはり災害復旧箇所につきましては、なるべく見るように

はしておりますけれども、なかなかそれも河川の数も多うございまして、なかなか手が回っていないというのが正直なところでございます。

それから、林道、農道等につきましてでございますけれども、特に林道等につきましては、皆様方がだんだん山に入られなくなりました。山の価値もなかなか難しいということもあるんでございましょうけれども。そういったところでは、林道自体が山に変わっていくところもあるというところで、昨年、もう一つ前だったでしょうか、維持のほうに、伐開といいましょうか、林道敷に生えている木等々を大体5年ぐらいで1回できるような形で管理できるようにということで管理をしているところでございます。

あとにつきましては、山に入って木を切られる方等々と協議をさせていただきながら、きちっと管理をし、出るときにもきちっときれいにしておいて出られるような、そういった取り組みはきちっとさせていただいておるといふふうに思っておりますし、直ってないところは、捕まえ——捕まえてという言葉は言葉が悪いですね、連絡をさせていただいて、きちっと直すようにという指示も指導もしておるところでございます。

なかなかそれ以外につきましては、日々の一業務の中では、なかなか難しいというところがございますけれども、なるべく皆様方が通行される道でございますので、管理できるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） ちょっと今の課長の答弁、ちょっと再質問ですが。林道の管理ですね、今言われたように、管理費がどこかに入っているかと思いますが、例えば、畑線ですが、林道の。上がれないという話を聞きまして、見に上がったんですが、大きな大木が、道路に2本倒れて、私もできるだけ町の銭を使わんで、みんなだと思ったんですけど、大変高いところから来とって、ちょっと年寄りを、連れていったんじゃ危ないなと思って、どうしようかなと今思いましたところ。ちょうど課長のほうが、そういうふうな伐採でちょっとお話があったんで、そういうふうなところを例えば申請したら、除去ということは可能ですか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

もちろん林道等通れなくなっているということでは困りますので、そういったときに連絡をいただければ伐採をさせていただきます。ただ、大変松枯れ等も多うなまってまいりまして、町道でもございますけれども、高い位置にある場合があります。これにつきましては、なかなか手が出ないというのが正直なところでございまして、そうではなくて、今議員がおっしゃいますとおりに、横たわっているとか、それから車が通れない、人が通ると危ないというところにつきましては、町のほうで管理をさせていただいておりますので、きちっと管理をさせていただきたい

というふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） ちょっと今に関連することなんですけど、地元から、かねてからそういった要望等が出てきて、そういったことを予算には載ってないとその年はできないのか、それとも予備費でやれるのか、そこら辺ちょっとお伺いしたいんですけど。地元の方は、数年前から要望しとって、なかなか町道と県道と、兼ね合いがあって、そこら辺の接点の調整が難しいということで、その辺は地元がするもんじゃなくて建設課がしてもらえと思うんですけど、そこら辺の進捗状況つちいいますか、そこら辺が陳情出さなきゃ、請願出さなきゃやらんちいうような、ちいと言われたんですけど、そこら辺どうなんですかね、ちょっとお尋ねします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

要望等がないと動けないということはございません。これは明言させていただきたいと思えます。

それから、町道に限って申しますと、いろんな要望がございます。もちろん地元から、それから関係者の方から、そういった部分もございます。小さなもの、例えば穴があいているということがあったりとか、それから側溝が詰まっているという部分について、部分的な部分でありましたら、すぐに対応するというふうにできるんでございますけれども、箇所がまとまっている部分、例えば転落防止策を何十メートルかにわたって施工してほしいとか、それから擁壁を、この位置につくってほしいであるとか、そういったまとまったものについて要望をされた場合には、すぐに対応ができないという場合がございますし、お金のなものも大きくなってきますと、今度はほかの部分についての維持もできなくなってしまう。トータル的に全部が動かなくなってしまうということもありますものですから、大きなものについては、部分的にできるものについては部分的に、それからやはりまとまってやらなければいけないときには、それなりの時間を要するというのを御理解をいただきたいと思っています。

もちろん、危険な部分については、大きなお金がかかってもすぐに対応しなければならないというものもございます。そういったものにつきましては、地元の皆様の意見を聞かせていただきながら、調整させていただきながら取り組みたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 危険なちゅって言われると危険であるし、また地元も不安だと思うんですいね。だから要望するんであって、それを「今後検討」みたいな感じで、いつするかちゅう感じになって来るんですけどね。そんで、その辺がちょっと、もう少しちょっと丁寧な

説明をお願いしたいんですけど。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 「危険」とは、私、一言でくくってしまいましたけれども、危険というものはいろいろございます。主観的なものもございますし。ただし、私たちが通行に支障があって本当にここが危険だというふうに考えるものというふうに御理解をいただくしか、もう方法がございません。

ただ、危険でないところは、道ですから、ないと思っています。ほとんどのところが危険なところだとは思っておりますけれども、その度合いによっても、気をつけていただければ大丈夫なところと、やはりこれはここいつも事故が起こっているのので何とかしないといけないとか、そういった部分については、やはり、感覚的という言い方は大変失礼ではございますけれども、そういった部分で御理解をいただかないとなかなか難しいかなというふうな気がしております。

もちろんこの危険な部分につきましては、何回も繰り返しになりますけれども、予算等々、言わなくて、範囲でございますけれども、直ちに組みたいというふうに思っておりますし、もう少しお待ちいただきたいというふうに理解していただきたいということもございますので、それらにつきましては、何度も申し上げて申しわけございませんけれども御理解をいただきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 今度は、議案書91ページの公営住宅等整備事業費、参考資料では54ページですか——について、お尋ねします。

沢田住宅団地等が新たに解体されて、新たに建設するという計画だと思われませんが、私がさきの一般質問の中で、沢田住宅団地については、壊した後はきちんと整備して、住民が集えるような場所をつくるとか、それから、ごみの集積所もそこに準備するとかいう回答がございましたが、このあたりについて、ちゃんとそのような設計というんですか、方針ができていのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） お答えします。平成31年度で議員おっしゃられましたとおり、沢田団地2棟4戸を建設します。それで、今回、解体につきましては、役場のほうから沢田団地のほうに向かっていただいたら、右手のほうにある団地しか、予算の関係から解体することが、ことしはできません。昨年、答弁等で申し上げたところは左の部分なんですけど、今年はその解体がちょっとできないということなんで、この部分については、また昨年、当然した部分もあるわけなんです。それを念頭に置きながら、今後の予算の確保等も検討しながら、解体、どのように進めていくかというのは検討をしていきたいというふうに考えているところで、31年度についま

しては、そちらの分については解体はできないということで御承知いただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 予算の関係で31年度ができないと言われたんですが、一つは、それでは32年度以降にそうするのかということと、それとあわせて、そういう住宅を解体するときに、その横町の元旧役場を塀を解体すると言われましたが、そのときも同じことですが、確実に養生シートなどを設置するように、昨年も私が指摘したように、業者によってはそういうことをせずに、そのまま解体工事などを進めていたことは税務住民課長もよく覚えておられると思いますが、そういうことのないように指導監督していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 齋藤課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） お答えします。昨年、大変御迷惑をかけたわけですが、解体におきましては、現場で担当等も協議しながら、近隣住民に迷惑をかけない方法で取り組んでいくようにしたいというように考えております。

また、左側、先ほど言いました左側の解体部分、役場のほうから向かって左側の古い団地の解体部分ですが、これについて、当初、交付金の範囲の中で解体できるというように考えとったわけですが、交付金そのものが、右の、今建設しているところが対象ということでありまして、解体するとなると単独事業ということになってきます。その辺があって、本年なかなかそのところまで行けてなかったわけですが、今後、財政的な問題等も考慮しながら協議をしたいというふうに考えているところです。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 84ページの観光振興対策費ですね、上から2段目の手数料ということで55万1,000円上がっておりますが、先日のことで、マツダスタジアムに広告を出すということで、参考資料で「わが町魅力発信隊出店等手数料」ということで55万1,000円上がっておりますが、これはもう少し具体的に、吉賀町としての販売をするブースを出すのか、また誰が出すのか、いつごろの、年に何回出すのとか、少し詳しいことがわかれば、非常にこれは新規事業でいいことなので、本当に興味がありますので、もう少し詳しくお聞きします。

もう1点、その下に、同じく観光施設管理費の中で、これ水源公園の水源会館水源公園にかかる経費も上がっておると思うんですが、昨年の、もう1年ぐらい前になりますが、水源会館で、入場料収入が年間10万円で、それに対して自販機の収入が19万円ということで、そういうふうな大変本当に情けないような水源会館ということで、質問させていただきましたが、そのときに観光協会と、それからサンエムのほうからリニューアル案ということが出ておるということで検討するという答弁がありました。もう1年ぐらいになりますが、その検討状況、進捗状況を

おききします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） お尋ねの最初の「わが町魅力発信隊出店等手数料」の件、私のほうから。どうしてこういうことになったかという、お話をさせていただいて、具体のところは後ほど担当課長から。

実は、私も就任当初から、ぜひ情報発信をしたいということ、特に近くにああして大都市圏が、広島があるということで、ぜひ情報発信をしたいということを常々考えておりました。

ブームじゃないですが、ああして広島の球団が非常に人気があるということ、特に女性の方に人気があるということで、今や、そのカープ女子というのは、本当に全国的にかなりネームバリューも広がってきたんですが。

そんなことを考えておりましたら、球団の職員の方が町内にいらっしゃるということで、御案内のとおりでございますが。その方とコンタクトをとる中で、マツダスタジアムの中で、中でない、グラウンドの中では当然なくて、観客席の通路の部分なんですけど、そこを使用して、こうした出店を、ブースを設けさせていただいて、やる企画がありますよという御紹介をいただきました。

それに応募させていただいて、それがどうにか成就できたということで、お聞きしますと9月の19日、もう既にヤクルト戦だったですか。ということで、もう確保できたということで、そちらのほうへ、わずかながらなんですけど予算をつけさせていただいて、今回そちらのほうへ挑戦をさせていただくということになりました。後刻のところ、予算編成のさなかでしたが、ちょうどこの日、例のパピヨンスタンプの関係で広島球場へ行くツアーがあるんだろうと思いますけど、どうもお聞きしますと、この日に合わせてバスを出すというようなお話もお伺いしております。非常に心強い気持ちでいっぱいでございます。

ということで、せっかくいいチャンスをいただきましたので、ぜひ予算を計上させていただいて、関係者と一緒に取り組みしましょうということでございます。具体的なところは今から課長のほうが申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 町長が申しあげましたとおりでございます、マツダスタジアムへブースを出して吉賀町をPRしていこうというものでございます。具体的にはブースを1つコーナーを設けさせていただきまして、そこでやり方はいろいろあるそうでございますが、例えば特産品のPRがよいのか、それともいわゆる食べ物の提供がよいのか、そこはちょっとまだまだ検討中でございます。いずれにしても、今の別の部署で取り組んでおりますブランド化や先般できました、水とすむまちとかそういうところを利用しながら、吉賀町のPRをしていきたいと、

今考えているところでございます。

出店につきまして、そこの出るスタッフにつきましては、現在ちょっとまだ課内で協議中ですが、できる限り、広く声がかかけられればと思いますが、何しろ限られたスペースですので、そこはまたもっともっと検討していく必要があろうかと思えます。

2点目の水源会館のリニューアルでございますが、観光協会と連携して、取り組んでいたところでございますが、ちょっとその当時の、当時と言いますか、現指定管理者と吉賀町の観光に向けての取り組みということで協議をちょっと記憶で2度ほどしたところ、今の新たなゆ・ら・らのほうの施設の指定管理も急遽行っていただくことになりまして、大変申しわけないんですが、11月以降、そちらに追われる形で、その指定管理者のスタッフも大方ゆ・ら・らへ取りかかっている、現水源会館の管理者であった方も動員して、ゆ・ら・らのほうの運営を一生懸命やっていたので、ちょっとそれから協議自体を立ち消えて、ちょっと行っていない状況でございます。4月以降は、またその水源会館や公園などに傾注できると思えますので、また再度具体的に取り組みに協議なり、もう早急に対応していきたいというところでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） いろいろ、もうお聞きしましたが、後段のほうなんです、結局は質問しましても1年たってもほとんど変わっていないということで、もっと本当の水源会館言いましたけど、入場料収入が10万円で、ジュースの自販機の収入が19万円というな、あれだけの立派な施設がありながら、そういう施設というのを、もうずっとほったらかしで中身も変えずに展示品も変えずに、そういう状況がずっと続いておりますので、本当に大事な施設ですから、真剣に本当に新年度は必ず、私何回も質問しますから、必ずリニューアルちゅうか本当何かせんといけんで、何とかちょっとでも前進できるようによろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭茂君。

○議員（1番 松蔭 茂君） 83ページの商工振興総務費の中で、これ先ほどの補正予算のときも出たんですが、地域商業等支援事業費補助金、これは、昨年と変わっていないですね、ほとんど。これは下の創業チャレンジ支援事業費補助金は半額になっている。半額以下ですね。これ150万円が70万円。

それで、これは恐らく去年は利用者がなかったから下がったかと思うんですけど、それおかし。とにかく何でも先にプラス思考で物事考えんと、段々衰退する。その意味で、創業チャレンジ、創業やから新しいことをする、前向きにやる、前向きにやる時は失敗することもあるかわかりませんが、大体新しいことやるのに失敗することはないと、例のトーマスエジソンが99%の失敗に1%の、失敗じゃなかったけど、全部失敗というのわかってから、だから次同じことしないということで、物事成功さすという意味ですが、その意味で、先ほど課長さんは、ど

んどんPRするという事で言われていたんで、ことしこそもう一遍確認するんですが、とにかく来るのを待つんじゃないんです。どンドンこういうことがあるよということで、町民の皆さんにPRせにゃと思うんです。そうしないと、悪いけどお役人的感覚で、お前ら、お前らじゃないあなた方が来れば出そう。待っておるようじゃ、これなかなか進まない。それで、もう1回確認するんですが、これことしこそ今からも、積極的にPRするかどうか、心構えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

議員さん言われるとおり、起業なり創業、これが数多く行われるのは非常にいいことだと思っておりますし、町としてもどンドン進めていきたいというふうに、これは思っているのは間違いないところでございます。

予算的には70万円と、昨年度よりかなり落としておりますが、これにつきましては、財政当局とも話しておりますが、とにかく件数が出てきたら、補正予算で、これは対応させてもらうということですので、この70万円で打ち切りということじゃございませんので、しっかりPRしていこうと思っております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 予算書の94ページ、緊急防災で1月の全員協議会でも示されましたが、どうしてもシステム方式の決定のところ、個人の直接伝達や双方向とか、いろんな総合的判断で、携帯通信網のほうがいいという説明がありまして、私素人的に考えましても、警察も無線、それから消防も無線、Jアラートも無線だと思うんです。その中で、なぜ今ここで携帯方式を採用するのかというのは、わからないんですが、停電も1日や2日で回復するような、なぜこういうことを言うかと言いますと、柿木の麦山に中継局があつて、あそこをいつも見えているんですが、もしあそこへ行く電気がとまったら1日や2日で復旧できるものじゃないと常々思っているんです。

それで、今までの方式の無線方式、防災無線といった無線方式と思うんですが、警察も消防もJアラートもみんな無線でやる中で、なぜ新たに携帯方式がいいのかというところが、どうしてもわかりません。

それで、これも来年度のが、また随意契約といいますか、債務負担でもう入っていると思うんですが、ずっとこれ随意契約にどンドンなっていって、競争といいますか、そういう原理も働かなくて、何を基準に高いとか安いとかような考えることができるのかなと、どうしても納得できない部分があるんですが、もう一度説明のほうお願いしたいんですが。

○議長（安永 友行君） 10番、関連。

○議員（10番 庭田 英明君） 関連です。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） その件で、今7番議員が質問しましたが、比較が示された金額の、このどうして積み上げたんかという資料を請求しておるわけですけど、本来なら、この議論をする前に出すのが当然だと思うんですけど、そこが出ていない。多分、そういうものはコンサルを入れてるはずですので、コンサルから出てる資料だと思いますので、コピーすればすぐ配付できるもんだと考えておりますけど、出せない理由は、理由はいいですけど、今出さんと審議にならんとお思いますのでお願いします。

○議長（安永 友行君） 今の件について、13日の全員協議会で予定をしておりました。おつなぎしたような気もするんで、ただ質疑がちょっと前へ進んだちゅうのはおかしいんですが、なので、その辺は理解をいただきたいと思っておりますけど、内容についてどうやったか。（発言する者あり）ちょっと待って。その辺の考え方を、ちょっと課長のほうから答えてもらいます。野村課長。

○総務課長（野村 幸二君） 13日に願っております全員協議会において、今両議員からお話のあった部分につきましては、含めてお答えをしたいというふうには思っております。

1つ今、当然今までの議論の中で、コスト比較というものも出ております。それをすぐにお出しするという、この件なんですけれども、ちょっと私どものほうが危惧と申しますか、しておりますのが、結局その数字につきましては、仮にそれが進んでいきますと、次にそれを入札という手続をとって、さらに契約、工事という順に進みます。いわゆる入札のほうに幾らか影響があるんじゃないかなというのが1点、危惧される所でありました。そうしたところ、それから、あるからすぐにお出しするという方法としてはあるんですけれども、膨大な資料ということにもなっておりますので、それなりに調整を、わかりやすい表記調整をするというようなことも、当然考えておかないといけません。そうしたところでお許しをいただいて、来週のところでの全員協議会、ここで説明をさせていただくという、ちょっとこういうふうな考え方でございましたということを御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 7番議員と10番議員に、今総務課長が答えられました流れだったので、今ここで質疑してもこの件は前行かんとお思いますので、13日の全員協議会の後にも質疑の時間はもちろんっておりますので、その際に、全協はもちろんですけれどもしていただくようお願いして、ほかの質疑に進ませていただきます。

6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 私、以前質問しまして、毎年4月ごろの町の広報で、補助金とか負担金について、年1回出されるようになったと思っておりますが、町民の中には、まだこの補助金と負担金、資料の62ページから以降、個人とか一人、それぞれが申請すれば、このような

ものがあるんだよという補助金負担金について、まだ十分知らない方もたくさんおられると思うんです。

それで、1回出したからもういいだろうというんでなしに、もう少しわかりやすくした資料を、くどいぐらい出してもらいたいと思うんですが、また、ケーブルテレビなども利用してこういう補助金なり、こういう負担金がありますよと。皆さん方が申請されたら、こういうことができますよとかというような内容のものについてPRしてもらいたいと思ってるんですが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えします。

今、議員がおっしゃったとおりに、広報なり、自治会長会議の資料なりで、この一覧表を出しておりますけども、なかなかこれだけでは町民の皆さんが見ても御理解いただけないというような御指摘のとおりだろうと思います。

で、どういった方法がいいのか、ちょっとその辺も検討させていただきながら、今のようなケーブルテレビももちろん方法だろうと思いますので、もっとPRについては1回で終わりということでもなしに、年間を通じていろんな方法で町民の皆さんにPRをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 83ページの商工振興の、その中の小規模店舗連携活動支援事業補助金698万円ですが、これは恐らく今までずっとやってきたプレミアム商品券の補助金だと思っておりますが、町長の施政方針の中でもプレミアム商品券について2カ所の記述があります。実は、消費税10%に上げるための国の支援があるプレミアム商品券、これは別々に商品券を発行するのか。それとも、一緒になって発行するのか、その辺はどういうふうになっていますか。私としては、もう一緒に発行して額を多くするなり、枚数を多くするなりしたほうがいいのではないかと思います。ちょっと一般質問的になりましたが、お答えください。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 4番議員の質問にお答えをさせていただきます。

先般、町長の施政方針の中に記載がございます。施政方針12ページ、中段のところでございます。生活困窮者対策といたしまして、従来からあります制度に加えまして、本年10月より消費税の引き上げが予定されておるといったところで、一応国におきましては、低所得者、子育て世帯への消費への影響を緩和するために、こういった方々を対象としてプレミアム商品券の発行を、国の財政支援に基づき実施をするということになっております。まだ全体的な像が示されておりません。る情報は参っておるところなんです。まだ制度として確定はしておりません。

で、確定次第直ちに制度等々を作成いたしまして、6月ごろの議会のほうで予算要求等々をさせていただこうというふうに考えております。

それが整いました後に具体的に、担当課といたしましては保健福祉課のほうになりますので、こちらにつきましては、対象者の方が限定をされてまいります。どなたでもというわけではなくて、いわゆる住民税の非課税世帯であったりとか、あるいは、子育て世帯、何歳以下の——たしか基準日があって2歳以下だったと思います——の子育て世帯の方というような形で、対象者のほうが限定をされてまいりますので、そういった方々の対象者の把握等々を行った後に、実施をさせていただくということになるかというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 100ページなんですが、100ページと105ページ、関連があると思いますが、教育総務費のほうで上の段の建設工事費ということで、七日市の共同調理場の空調を直す。修理ですか。空調設備をするということで378万円と、それから、105ページに一番下の004で中学校の整備事業が1億7,402万5,000円出ております。別々の、科目が違うから項が違うんだと思うんですが、これを別々に予算計上しちよるということは、当然工事も今のこっちの設備をやるほうと、中学校の整備をするのとは別々の発注にされるのか。それとも、私が思うのには、中学校の整備をする折に、当然空調もいらうわけですので、一緒に発注するというようなことをすれば、経費的にも安くつくのではなかろうかと思いますが、そういう考え方というのはあるのか、ないのか、できるだけ経費が、例えば同じ設計監理をしても別々に来ると、それと、同時にこれもやるんだよというやり方をすれば、安くつくのではなかろうかと思いますが、その辺の考えをお持ちかどうか。お持ちでないということは、経費がよいかかることじゃないかと私は思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 一番問題なのは、一緒にやることは可能だとは思いますが、一つは、調理場については一日も早く完成したいという気持ちがあります。それで、電気系統も当然別なので、そういったところもあるんですけども、できれば、今ちょっともう準備を調理場のほうは進めておまして、4月の頭あたりで、なるべく早い時期で入札して、ことしのもう夏の暑いときのところで間に合わせたいというのがございますし、どうも今、空調の機器自体が、御承知のように全国で学校の空調の整備がどんどん進んでいる中で、受注生産のような形で、なかなかその機械ができ上がってこないという状況がどうもあるようでございまして、調理場については、とにかくもう一日も早いところで完成したいということで、別発注にしております。

それで、中学校の改修につきましては、当然もう億単位の工事でございますので、当然その準備、入札をする上でかなりの日数を要しますし、当然契約議決も必要になってくるというところ

で、恐らく一番早くやっても4月の末までのところで入札をしたところで、それからゴールデンウィークが入って、議会を開いていただいて議決をするとなると、やっぱり本契約が5月にずれ込む可能性があるので、そうすると、ちょっと早くできないというところで、別発注にするというのが一番大きな理由です。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） ということは、少しは考えたということじゃああるんですね。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） いや、一緒にするということは全く考えていないというか、まず事実上、それはちょっとやる気がないというか、申しわけないですけど、そういうところですよ。一日も早く調理場のほうを整備したいという思いです。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 議案書80ページの農業振興施設費についてお伺いします。

産業課の003、林業振興施設管理費というのは、菌床シイタケにかかわるもんだと理解しております。それで、菌床シイタケはエポックに指定管理さすんじゃないかなと思っておりますが、そのときに、臨時雇用賃金というのが出てくるというのは、どういう場合に臨時雇用しなくちゃいけないのかということと、次の81ページに、機械器具費121万円計上してありますが、これについてどのような機械を設置されるのかをお尋ねいたします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをいたします。

まず、この林業振興施設管理費ですが、これにつきましては、先ほど議員が言われた菌床の製造の施設、これと右ヶ谷のキャンプ場の施設、この2つの経費が入っております。

で、さきに言われた雇用の賃金ですが、これについては、キャンプ場での管理なり、草刈り、こういうものの賃金でございます。

それから、後段の設備でございますが、これは菌床の製造施設、こちらには議員さんも行って現場のほうを見ていただいたと思いますが、製造施設の培養棟で一番入り口のところにおが粉を入れる機械があったと思います。古い機械で、これがもう故障をかなりしておったんですが、もう限界に近いということで、このおがふるい機、この更新をしたいというものでございます。ですから、このおがふるい機は菌床をつくるものになるわけですが、そのおが粉を選別するという機械でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。ないようでしたら置きますが、いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 歳出の質疑が、きょうのところは終わりましたので、歳入は後日に回し

て行います。

○議長（安永 友行君） 以上で、質疑もないようですので、日程第11の議案第31号平成31年度吉賀町一般会計予算の質疑は保留をしておきまして、以上で本日の日程は全部終了しましたので、本日はこれで散会します。御苦勞でございました。

午後3時03分散会
